兵庫県地球温暖化対策推進計画

（資料編）

令和３年３月

兵　庫　県

目　　次

Ⅰ　計画改定の経緯

１　審議経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

２　兵庫県環境審議会委員一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

Ⅱ　分野別の気候変動影響に関するデータ

１　水環境・水資源、自然生態系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

２　農畜産業、森林・林業、水産業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

３　自然災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

４　健康・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

５　産業・経済活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

６　都市環境・県民生活・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

Ⅲ　県民が感じている気候変動影響・県民が予想する将来の気候変動影響・・・・・・16

Ⅳ　削減策の取組等と SDGs の関係性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

Ⅰ　計画改定の経緯

１　審議経過

日　時	審議内容等
令和２年３月18日	**兵庫県環境審議会** 「兵庫県地球温暖化対策推進計画見直しの基本的な事項について」諮問
令和２年９月17日	**兵庫県環境審議会大気環境部会（令和２年度第１回）** 議題　「兵庫県地球温暖化対策推進計画」の改定について
令和２年11月10日	**兵庫県環境審議会大気環境部会（令和２年度第２回）** 議題　温室効果ガス削減目標設定における石炭火力発電の取扱いについて
令和２年12月23日	**兵庫県環境審議会大気環境部会（令和２年度第３回）** 議題　「兵庫県地球温暖化対策推進計画」（案）について
令和３年１月27日 ～２月16日	**「兵庫県地球温暖化対策推進計画」（案）に関する県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）の実施**
令和３年３月９日	**兵庫県環境審議会大気環境部会（令和２年度第４回）** 議題１　「兵庫県地球温暖化対策推進計画」（案）に関する県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）の実施結果 議題２　「兵庫県地球温暖化対策推進計画」（案）
令和３年３月12日	**兵庫県環境審議会** 「兵庫県地球温暖化対策推進計画見直しの基本的な事項について」及び「地域気候変動適応計画の基本的事項について」答申

２　兵庫県環境審議会委員一覧（◎大気環境部会長、○大気環境部会委員）

	区分	氏名	職名等
	会　　長	鈴木　　胖	(公財)地球環境戦略研究機関関西研究センター 所長
	副 会 長	中瀬　　勲	兵庫県立人と自然の博物館 館長
○	委　　員	足立　光平	(一社)兵庫県医師会 副会長
	〃	綾木　　仁	関西福祉科学大学 教授
	〃	江﨑　保男	兵庫県立コウノトリの郷公園 園長
○	〃	大久保　規子	大阪大学大学院 教授
	〃	小川　雅由	NPO 法人こども環境活動支援協会 理事
	〃	木戸　さだかず	兵庫県議会議員
○	〃	幸田　　徹	兵庫県商工会連合会 専務理事
○	〃	小林　悦夫	(公財)ひょうご環境創造協会 顧問
○	〃	近藤　　明	大阪大学大学院 教授
○	〃	柴田　佳伸	兵庫県議会議員
	〃	杉山　裕子	岡山理科大学 准教授
	〃	高橋　　晃	兵庫県立大学　名誉教授
	〃	武本　佳弥	公募委員
	〃	戸井田 ゆうすけ	兵庫県議会議員
○	〃	堂本　艶子	兵庫県消費者団体連絡協議会 副会長兼事務局長
○	〃	泥　　俊和	神戸商工会議所環境対策専門委員会 委員長
	〃	中野　加都子	甲南女子大学 教授
	〃	西浦　道雄	（一社）兵庫県農業会議 副会長
◎	〃	西村　多嘉子	大阪商業大学 名誉教授
	〃	波田　重熙	神戸大学 名誉教授
	〃	藤田　正憲	大阪大学 名誉教授
	〃	藤貫　雅裕	NHK 神戸放送局 副局長
	〃	本多　　孝	公募委員
	〃	政井　小夜子	兵庫県連合婦人会　副会長
	〃	松下　　紫	公募委員
	〃	盛岡　　通	関西大学 名誉教授、大阪大学 名誉教授
	〃	吉江　仁子	兵庫県弁護士会 弁護士
	〃	和田　安彦	関西大学 名誉教授

	区分	氏名	職名等
	特別委員	足立　昌子	神戸薬科大学 元教授
	〃	阿保　勝之	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所沿岸生態システム部　主幹研究員
○	〃	石黒　一彦	神戸大学大学院 准教授
	〃	太田　英利	兵庫県立大学 教授
	〃	岡本　孝子	生活協同組合コープこうべ 理事
	〃	角野　康郎	神戸大学 名誉教授
	〃	川井　浩史	神戸大学 特命教授
	〃	熊毛　好弘	城崎町湯島財産区 豊岡市城崎振興局長
	〃	小早川　優	宝塚温泉旅館組合 組合長
	〃	塩谷　元宏	兵庫県森林組合連合会 専務理事
	〃	鈴木　洋子	兵庫県建築士会 評議員
○	〃	住友　聰一	(公財)ひょうご環境創造協会 環境技術専門員
	〃	高畑 由起夫	関西学院大学 名誉教授
	〃	谷口　誠司	兵庫県自然保護協会　元理事
	〃	谷水　雅治	関西学院大学 教授
	〃	反田　　實	兵庫県立農林水産技術総合センター 水産技術センター 技術参与
	〃	寺門　靖高	神戸大学 名誉教授
	〃	突々　　淳	兵庫県漁業協同組合連合会 専務理事
	〃	中澤　明吉	(一社)兵庫県猟友会 副会長
○	〃	新澤　秀則	兵庫県立大学 教授
	〃	西村　銀三	新温泉町湯財産区 管理者
	〃	服部　　保	兵庫県立大学 名誉教授
	〃	花嶋　温子	大阪産業大学 講師
	〃	原　　孝	兵庫県連合自治会 会長
	〃	東浦　知哉	(一社)兵庫県産業資源循環協会 会長
○	〃	福永　征秀	ひょうご環境保全連絡会 副会長
	〃	藤原　建紀	京都大学 名誉教授
	〃	増田　晴信	有馬温泉旅館協同組合 理事
○	〃	森山　正和	神戸大学　名誉教授
○	〃	山根　浩二	滋賀県立大学 教授
○	〃	山村　　充	兵庫県立大学 教授
	〃	横山　真弓	兵庫県森林動物研究センター 研究部長

Ⅱ　分野別の気候変動影響に関するデータ

1　水環境・水資源、自然生態系

(1)　現況

【水環境・水資源】

◯水環境

●瀬戸内海や日本海では、経年的な水温の上昇傾向が確認されている。

●国内の公共用水域（河川・湖沼・海域）では、4,477 観測点のうち、夏季は 72%、冬季は 82%で水温の上昇傾向が確認されている。

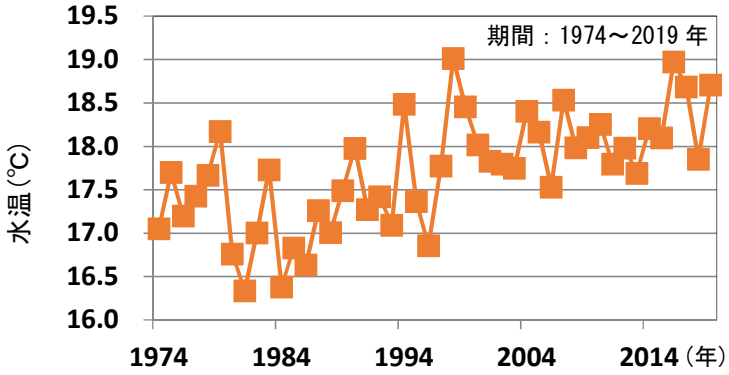

図表１　瀬戸内海（播磨灘）の水温の推移

出典：兵庫県水産技術センター調べ

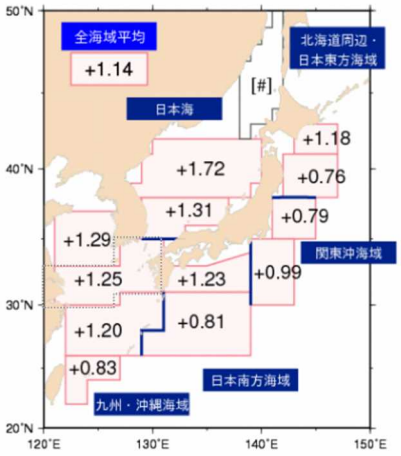

図表２　日本近海の海域平均海面水温の長期傾向
(1900～2019 年の 100 年当たりの上昇率)

出典：気象庁ホームページ

【自然生態系】

◯陸域生態系

●積雪量の減少等によりシカの分布域が拡大しており、特に但馬北部では、食害により落葉広葉樹林の下層植生衰退が、深刻化した地域が見られる。

●高温や乾燥等の影響でカシノナガキクイムシが増加し、ナラ枯れ被害が発生している。

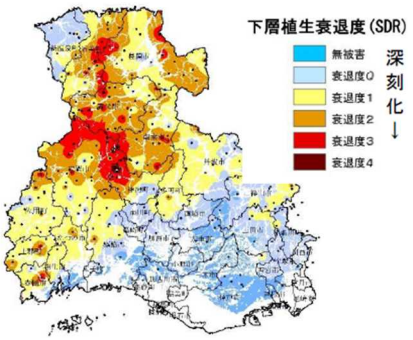

図表３　シカの食害等による下層植生の衰退（2018 年度）

出典：兵庫県鳥獣対策課調べ

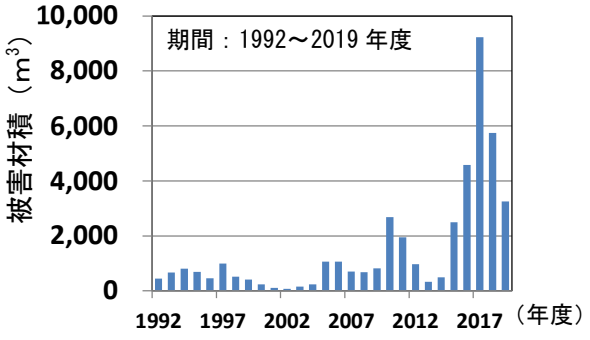

図表４　県内のナラ枯れ被害量の推移

出典：兵庫県森林保全室調べ

○生物季節

●さくら等の植物の開花や、セミ等の昆虫や動物の初鳴きの早まりが確認されている。

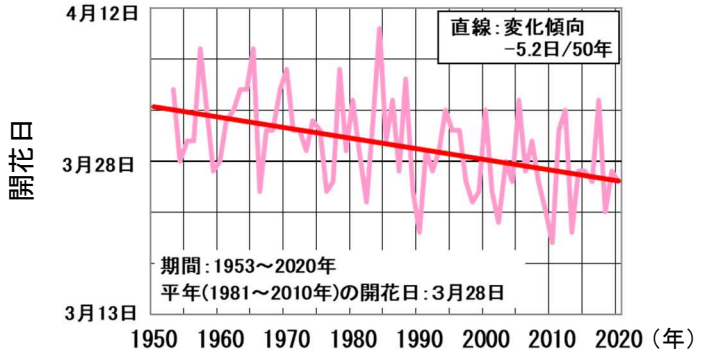

図表５　県内のさくらの開花日の推移　　出典：神戸地方気象台提供資料を基に兵庫県が作成

⑵　将来予測

【水環境・水資源】

○水資源

●21 世紀末の無降水日数は、20 世紀末に比べて約 10 日増加すると予測されており、渇水のリスクが増加する可能性がある。

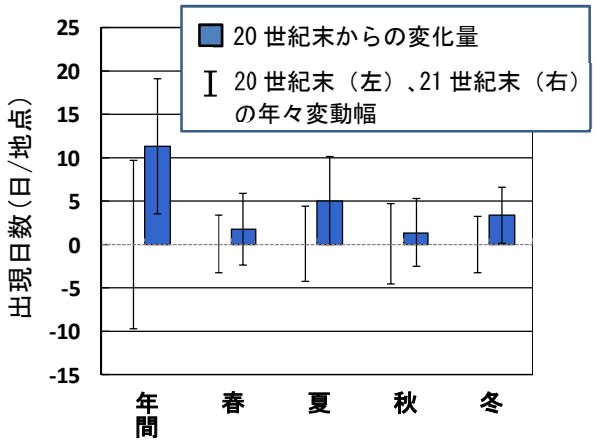

図表６　季節ごとの 21 世紀末の無降水日出現日数の将来予測

出典：神戸地方気象台提供資料を基に兵庫県が作成

【自然生態系】

○陸域生態系

●気温の上昇により、県内のブナ生育可能地域はほぼ消滅することが予測されている。

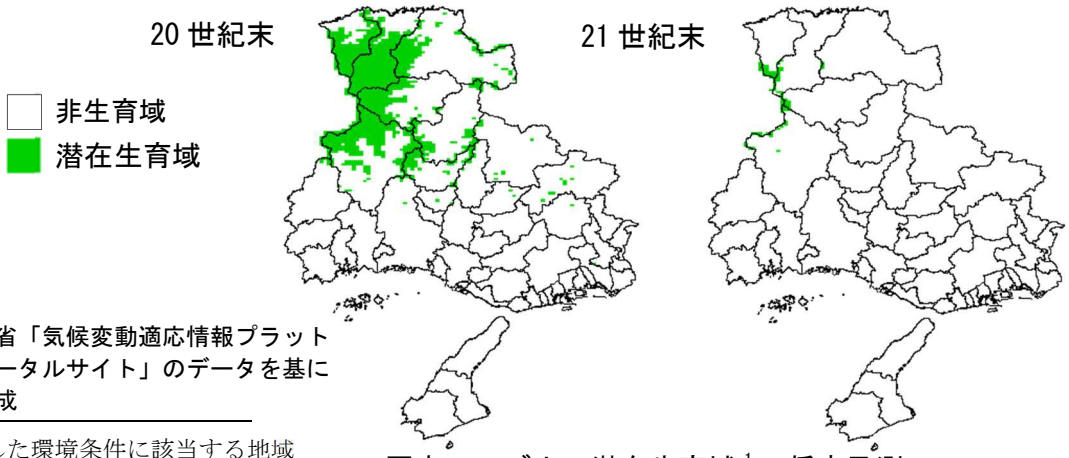

出典：環境省「気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト」のデータを基に兵庫県が作成

[1] 生息に適した環境条件に該当する地域

図表７　ブナの潜在生育域[1]の将来予測

２　農畜産業、森林・林業、水産業

(1)　現況

【農業】

◯稲・麦・大豆

●気温の上昇等により米の品質の低下（白未熟粒の発生、一等米比率の低下、酒米の消化性低下）が確認されている 。特に県主要品種の「キヌヒカリ」は、高温の影響を受けやすく、一等米比率が減少傾向にある。

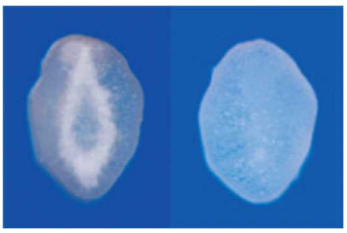

図表８　白未熟粒（左）と正常粒（右）

出典：農林水産省ホームページ

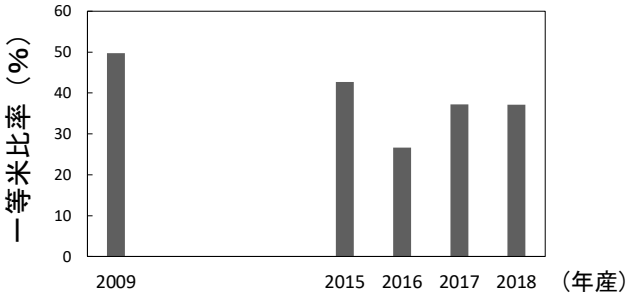

図表９　県内のキヌヒカリの一等米比率の推移

出典：兵庫県農産園芸課調べ

◯野菜・果樹等

●夏季の高温によるトマトの着果不良、裂果、着色不良が確認されている。

●イチゴの開花期の遅延や生育不良、カンキツ類の浮皮、リンゴ・ぶどうの着色不良等が確認されている。

図表 10　トマトの裂果（左図）と着色不良（右図）

出典：農林水産省「農業生産基盤分野における気候変動適応にも活用可能な技術の手引き」

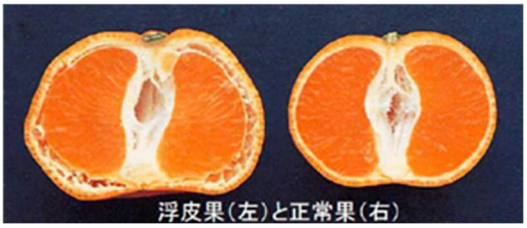

図表 11　ウンシュウミカンの浮皮果

出典：農林水産省「地球温暖化影響調査レポート」

【森林・林業】

◯森林・林業

●風水害等に伴う山崩れ等の山地災害が発生している。

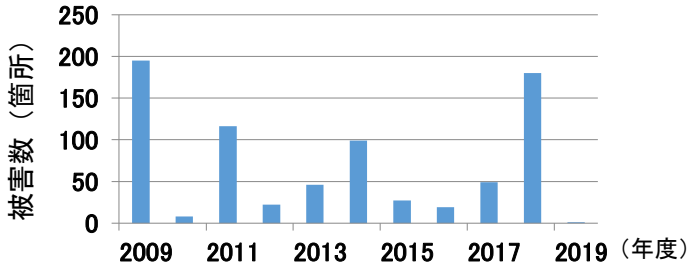

図表 12　県内の山地災害の発生件数の推移

出典：兵庫県治山課調べ

【水産業】

◯海面漁業

●瀬戸内海及び日本海では南方系のヒョウモンダコやソウシハギ等の確認事例が増加しており、さらに日本海ではサワラ等の暖水系魚種の増加も確認されている。

図表 13　但馬沿岸域で漁獲されたサワラ

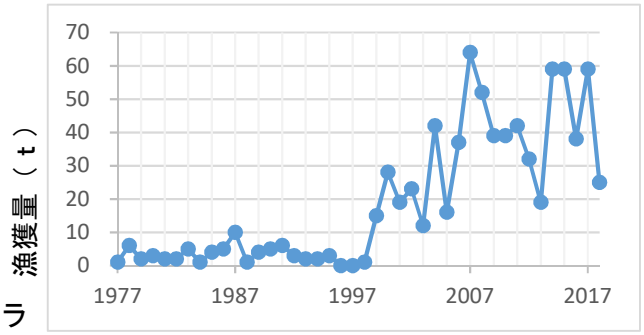

図表 14　但馬沿岸域におけるサワラ漁獲量の推移

出典：兵庫県立農林水産技術総合センター年報

●県特産物のイカナゴでは、漁獲量の減少が確認されているが、その原因として、海域の栄養塩濃度の低下による夏眠前の肥満度低下のほか、夏眠期間の海水温上昇が確認されている。

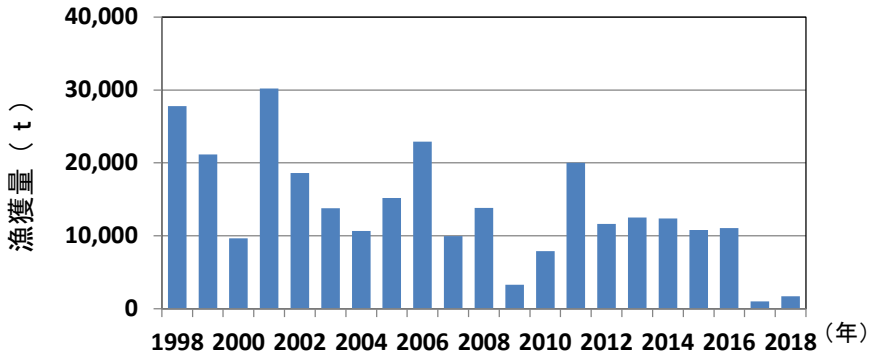

図表 15　県内のイカナゴ漁獲量の推移　　出典：兵庫県水産課調べ

◯養殖業

●県特産物のノリでは、秋季の高水温や水温低下の鈍化等による種付けや育苗、本張り時期の遅れ、養殖適期の短縮、生理障害等が確認されているほか、漁期後半の栄養塩濃度の低下による色落ち被害も頻発化している。

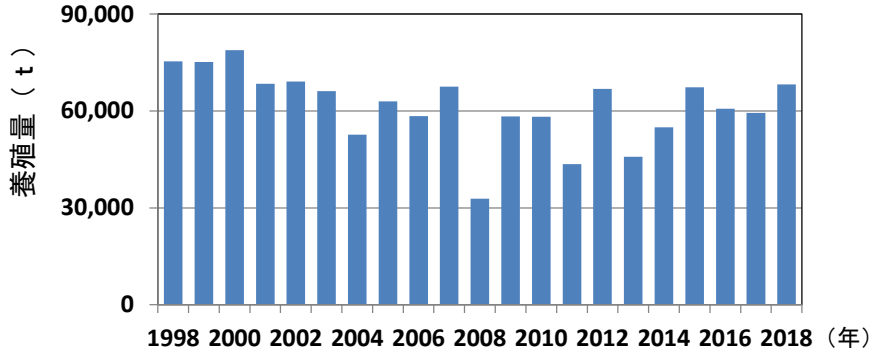

図表 16　県内のノリ養殖量の推移

出典：兵庫県水産課調べ

【その他】

●熱中症リスクが高まっており、全国的に農作業中の熱中症搬送者数が増加している。

●野生鳥獣の分布拡大等による農作物や造林木、アユ等の水産資源への被害が、発生している。

図表 17　全国の農作業中の熱中症による死亡事故者数の推移

出典：農林水産省資料を基に兵庫県が作成

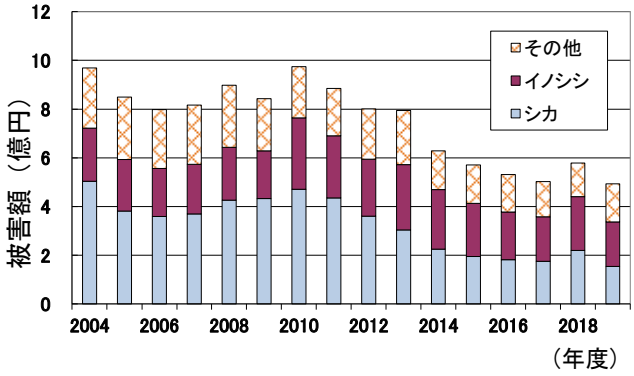

図表 18　県内の野生鳥獣の農林業被害の推移

出典：兵庫県鳥獣対策課調べ

⑵　将来予測

【農業】

◯稲・麦・大豆

●21 世紀末は、ほとんどの地域で米の収量増加が予測されているが、気温上昇により品質が低下するため、品質を重視した場合はほとんどの地域で収量が減少する。

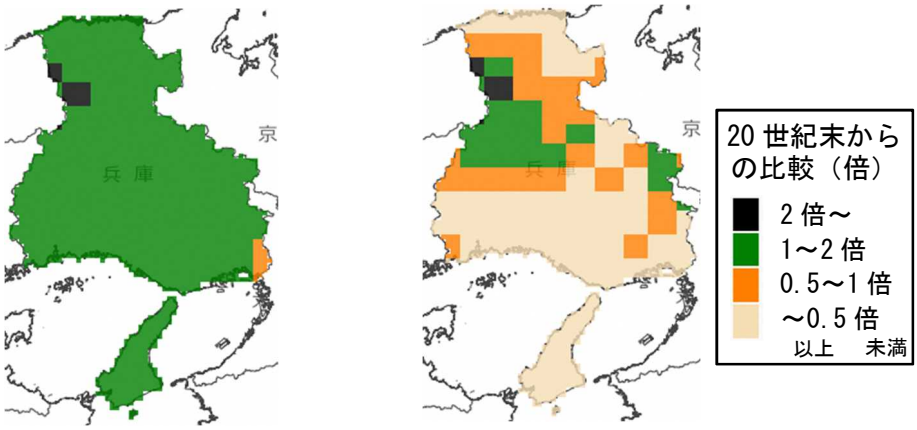

図表 19　21 世紀末の米の収量の将来予測

出典：環境省「気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト」

◯野菜・果樹等

●みかんは、気温の上昇により 21 世紀末には栽培適地は増加するが、現在の主要産地である淡路地域のほとんどが高温のため不適地になると予測されている。

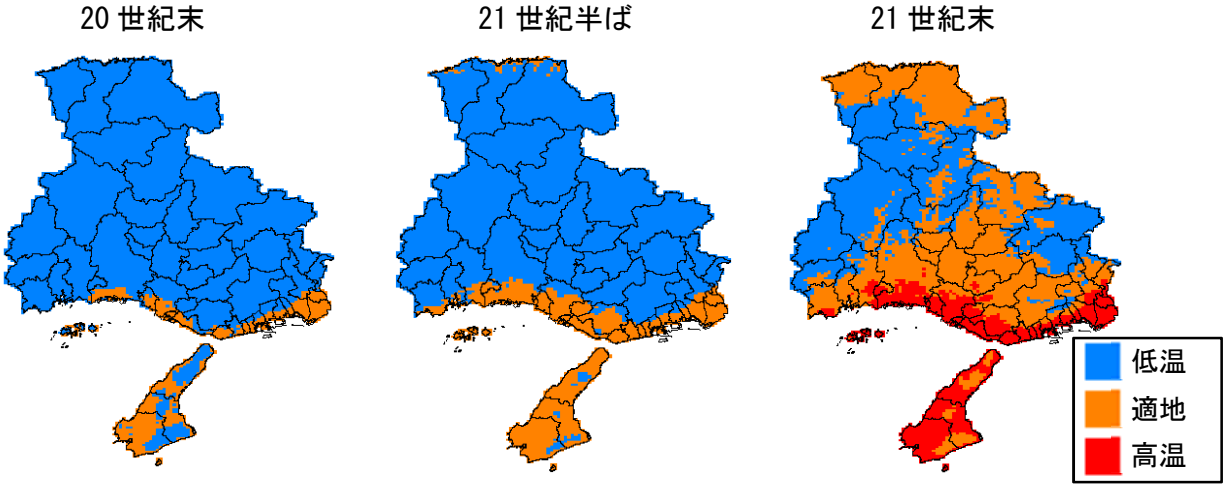

図表 20　みかんの栽培適地の将来予測

出典：環境省「気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト」

◯農業生産基盤

●県中部・北部では、積雪量の減少や融雪期の早期化により代かき期等の水の需要期に農業用水が不足する可能性がある。

●短時間強雨の発生頻度の増加等により、農地の湛水被害等のリスクが増加する可能性がある。

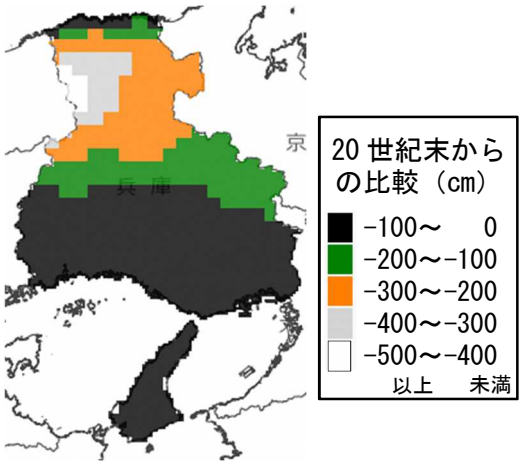

図表 21　21 世紀末の降雪量の将来予測

出典：環境省「気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト」

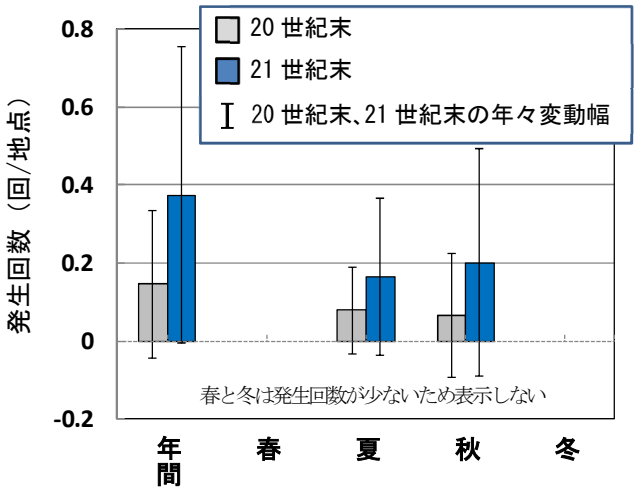

図表 22　季節ごとの 21 世紀末の短時間強雨発生回数の将来予測

出典：神戸地方気象台提供資料を基に兵庫県が作成

【その他】

●21 世紀末の熱中症搬送者数は、20 世紀末に比べて約３倍に増加すると予測されており、農作業中の熱中症リスクも同様に高まる可能性がある。

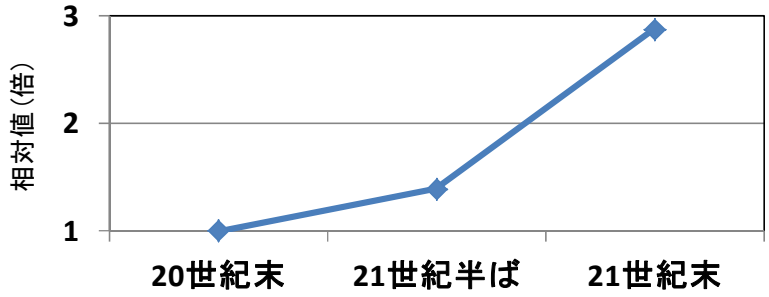

図表 23　県内の熱中症搬送者数の将来予測（20 世紀末を”1”とした場合）

出典：環境省「S-8 温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究」提供データ

3　自然災害

(1)　現況

【水害（洪水・内水）】

●県内の短時間強雨の年間発生回数は、過去 40 年間で２倍以上に増加している。

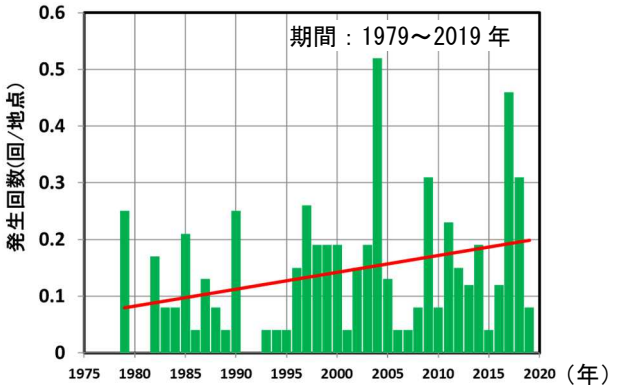

図表 24　県内の短時間強雨発生回数の推移

出典：神戸地方気象台提供資料を基に兵庫県が作成

【高潮・高波等】

●日本近海の４海域の平均海面水位は、1960～2019 年の期間では１年当たり 1.3㎜ の割合で上昇している。

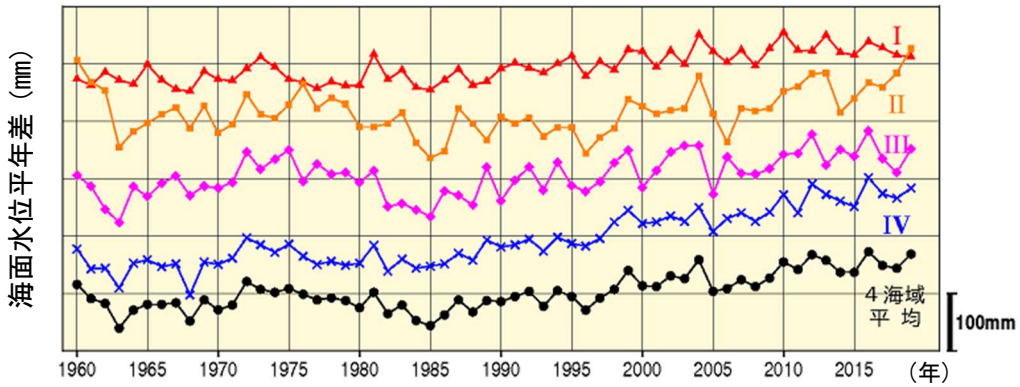

Ⅰ北海道・東北地方沿岸　Ⅱ関東・東海地方沿岸
Ⅲ近畿～九州地方の太平洋側沿岸　Ⅳ北陸～九州地方の東シナ海側沿岸

図表 25　各海域および４海域平均の海面水位平年差

出典：気象庁ホームページ

【土砂災害（土石流・がけ崩れ等）】

●短時間強雨の頻発化等により、土砂災害による被害が発生している。

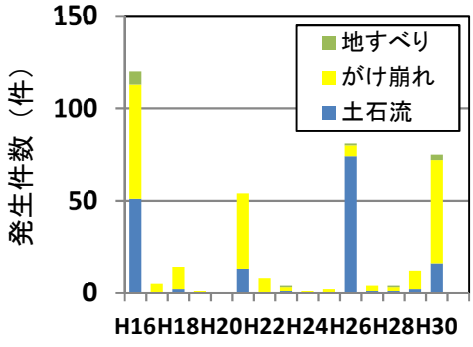

図表 26　県内の土砂災害の発生件数　出典：兵庫県砂防課調べ

⑵　将来予測

【水害（洪水・内水）】

●21 世紀末の県内の短時間強雨の年間発生回数は、20 世紀末に比べて２倍以上増加すると予測されている。

●21 世紀末では、ほとんどの地点で河川流量が増加すると予測されており、洪水等の水害のリスクが更に高まる可能性がある。

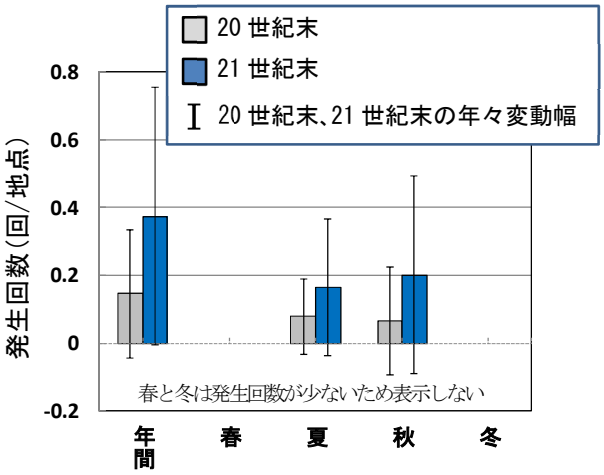

図表 27　季節ごとの 21 世紀末の短時間強雨発生回数の将来予測

出典：神戸地方気象台提供資料を基に兵庫県が作成

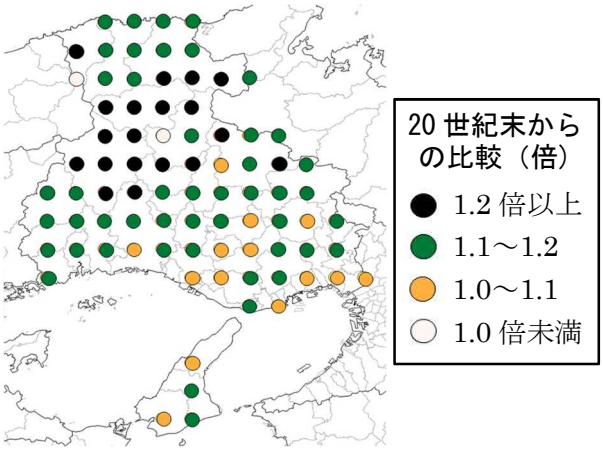

図表 28　21 世紀末の河川流量の将来予測

出典：環境省「S-8 温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究」提供データ

【高潮、高波等】

●海面水位が上昇し、播磨や但馬、淡路では 90%以上の砂浜が消失すると予測されており、さらに高潮の影響が加わることで、沿岸部に大きな被害をもたらす可能性がある。

出典：環境省「気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト」

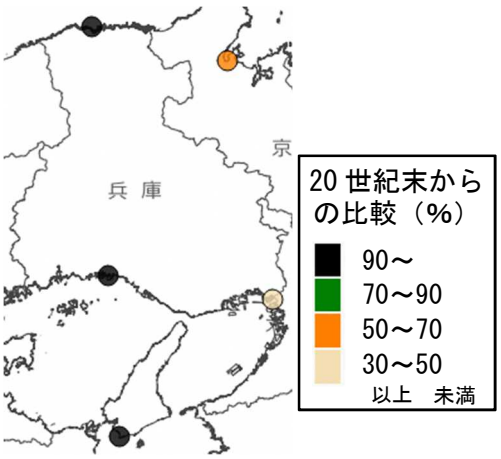

図表 29　21 世紀末の砂浜消失率の予測

4　健康

(1)　現況

【暑熱】

●気温の上昇により、熱中症搬送者数の増加が確認されている。

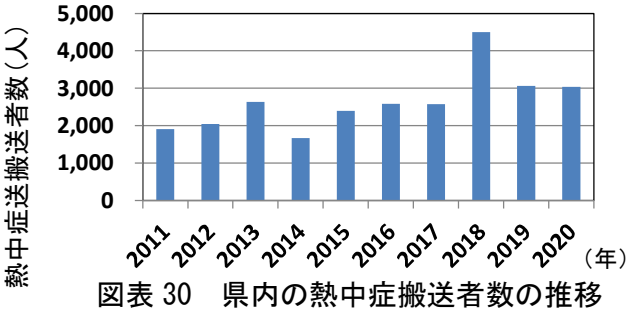

図表 30　県内の熱中症搬送者数の推移

出典：総務省資料を基に兵庫県が作成

【その他】

●気温の上昇によるオゾン等大気汚染物質の生成反応の促進等により、光化学オキシダント濃度の上昇が確認されている 。

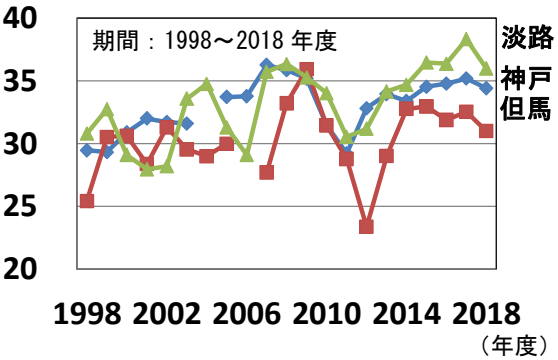

図表 31　オキシダント濃度の推移

出典：兵庫県水大気課環境影響評価室調べ

(2)　将来予測

【暑熱】

●21 世紀末の熱ストレス超過死亡者数は、20 世紀末に比べて約 6 倍に増加すると予測されている。

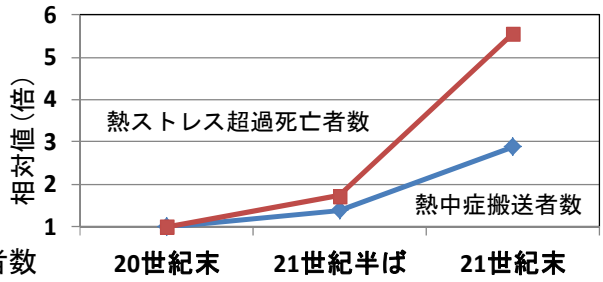

図表 32
県内の熱中症搬送者数と熱ストレス超過死亡者数の将来予測（20 世紀末を”1”とした場合）

出典：環境省「S-8 温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究」提供データ

【感染症・衛生害虫】

●気温の上昇により、21 世紀末は、県内のほぼ全域がヒトスジシマカの生息可能域になると予測されており、デング熱等の感染症リスクが高まる可能性がある。

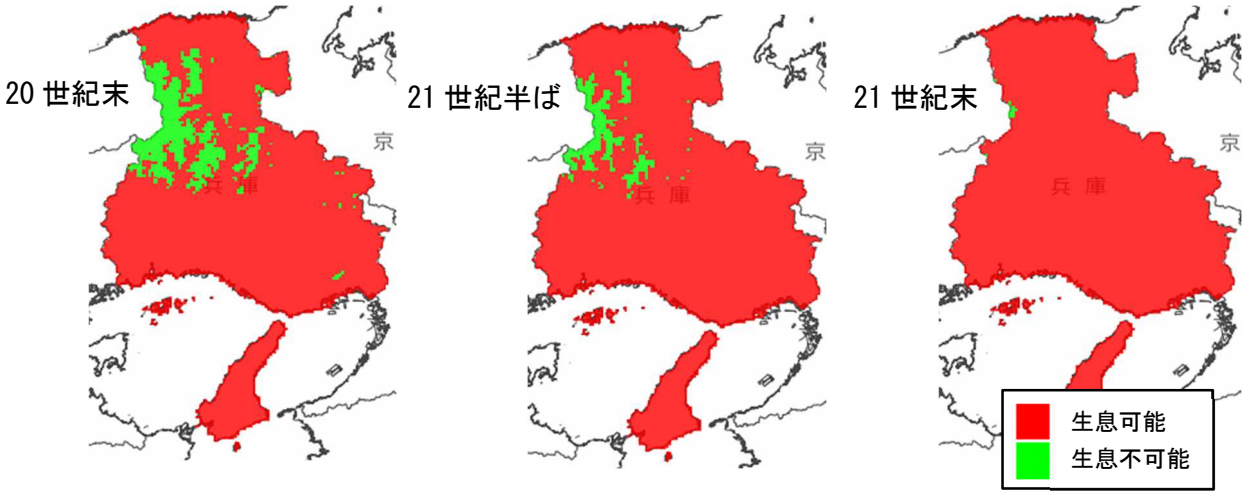

図表 33　ヒトスジシマカの生息域の将来予測

出典：環境省「S-8 温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究」提供データ

5　産業・経済活動

(1)　現況

【製造業等】

●国内では、近年、自然災害に伴う保険金の支払額が増加している。

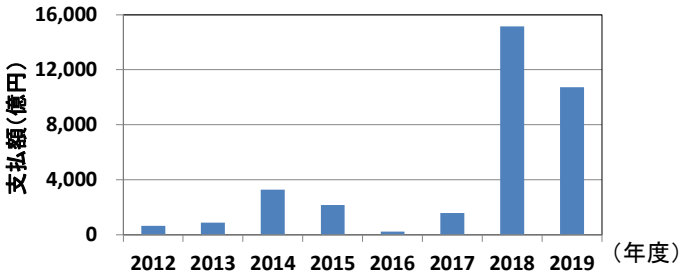

図表 34　国内の風水害等による保険金の支払額の推移

出典：一般社団法人日本損害保険協会資料を基に兵庫県が作成

【観光業】

●近年のインバウンドの増加に伴い、外国人旅行者が被災するリスクが増加している。

●積雪量の減少に伴う営業日数の減少等により、スキー場の利用客は、減少傾向にあることが確認されている。

図表 35　全国の訪日外国人旅行者数の推移

出典：兵庫県「ひょうごツーリズム戦略推進会議資料」

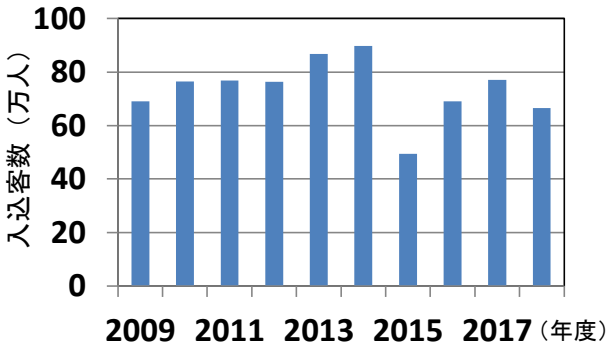

図表 36　県内スキー場の入込客数の推移

出典：兵庫県観光企画課調べ

(2)　将来予測

【観光業】

●冬季の気温の上昇により、県中北部の降雪量は大幅に減少すると予測されており、スキー場の閉鎖や利用客が、大幅に減少する可能性がある。

●海水面の上昇により、21 世紀末の播磨、但馬、淡路地域の砂浜は、20 世紀末に比べて90%以上が消失すると予測されており、海水浴等の沿岸部でのレジャーが大きく縮小する可能性がある。

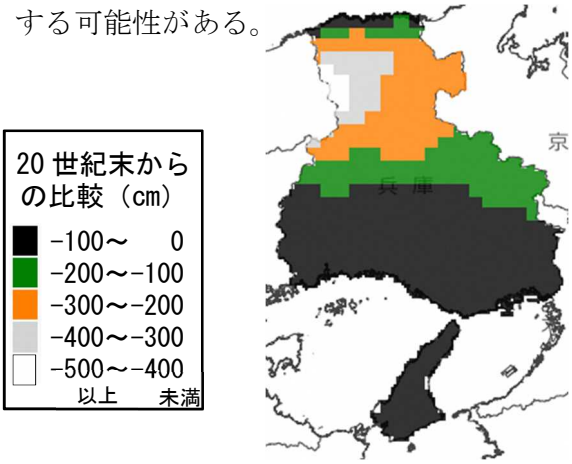

図表 37　21 世紀末の降雪量の将来予測

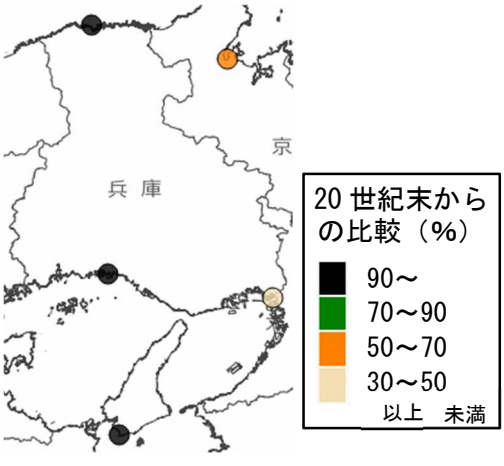

図表 38　21 世紀末県内の砂浜消失率の予測

出典：環境省「気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト」

6　都市環境・県民生活

⑴　現況

【都市生活】

●ヒートアイランド現象により阪神南地域の都市部は、同地域の非都市部や東播磨地域に比べて気温が高く、地域較差が観測されている。

図表 39　最低気温の１時間値（令和元年度）

出典：兵庫県温暖化対策課調べ

⑵　将来予測

【インフラ・ライフライン等】

●短時間強雨や渇水の頻度の増加等により、上下水道や電気、鉄道等のインフラ・ライフライン等にさらなる影響が及ぶ可能性がある。

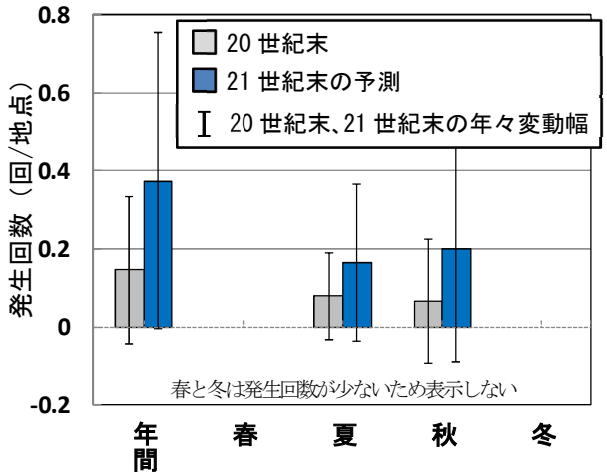

図表 40　季節ごとの 21 世紀末の短時間強雨発生日の将来予測

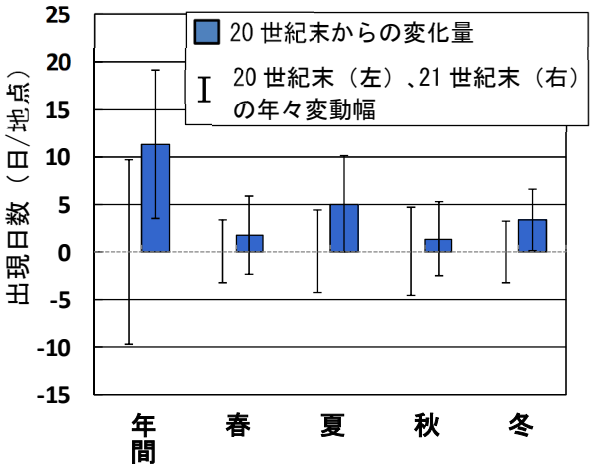

図表 41　季節ごとの 21 世紀末の無降水日の将来予測

出典：神戸地方気象台提供資料を基に兵庫県が作成

Ⅲ　県民が感じている気候変動影響・県民が予想する将来の気候変動影響

（県民協働による気候変動影響事例調査より抜粋）

分野	県民が感じている気候変動影響	県民が予想する将来の気候変動影響
水環境・水資源、自然生態系	○にわか雨が多くなった。 ○降雪量が少なくなった。 ○河川やため池に氷が張らなくなり、氷柱も見かけなくなった。 ○河川の水量が多かったり枯れていたりと、振れ幅が大きくなった。 ○桜の開花時期が早まり、紅葉の時期も遅くなっている。 ○竹林が増えた。 ○真夏に蚊を見かけることが少なくなったが、活動期間は延びている。	○水不足で断水や干ばつのリスクが高まるのではないか。 ○雪が全く降らなくなるのではないか。 ○植物の開花時期がずれ続けると、四季を感じなくなってしまうのではないか。 ○希少な動植物や昆虫が絶滅するのではないか。
農畜産業、森林・林業、水産業	○米や野菜の品質が落ちて、野菜は高くなった。 ○家庭菜園の野菜等の収穫時期が変化した。 ○見たことのない野菜等を店頭で見かけるようになった。 ○筍が早く出るようになった。 ○シカによる林業被害が増加した。 ○特産物のイカナゴやノリが高くなった。 ○海岸でワカメを採る人を見かけなくなった。 ○アユが採れなくなり、採る時期も変化した。	○米の供給が不安定になり、将来食べられなくなるのではないか。 ○主要作物がジャポニカ米（日本米など）からインディカ米（タイ米など）に変わってしまうのではないか。 ○特産物（山田錦、たまねぎ、黒豆、イカナゴなど）が採れなくなるのではないか。 ○野菜等の価格がさらに上昇するのではないか。 ○野菜等の旬の時期が変化したり、なくなったりしてしまうのではないか。 ○近隣の山が崩れるのではないか。 ○馴染みの魚が食べられなくなるのではないか。
自然災害	○短時間強雨が増加し、それに伴い水害（洪水、土砂災害など）も増加した。 ○潮位が異常に上昇し、家屋が浸水した。 ○警報が発令される回数が増加した。 ○降雪量は減少したが、まとまって降るようになった。	○短時間強雨が増加して、水害が頻発化するのではないか。 ○台風が大型化したり、発生数が増加したりするのではないか。 ○ポートアイランドや六甲アイランドのような埋立地では、高潮で浸水するのではないか。 ○風水害の増加により国や地方自治体の負担が増加するのではないか。

健康	○周囲で熱中症になる人が増加した。 ○運動会が５月に開催されるようになった。 ○エアコンの使用頻度が増えた。	○熱中症搬送者数が増加したり、症状が重症化したりするのではないか。 ○夏の昼間は子供が外で遊べなくなるのではないか。 ○熱帯、亜熱帯の感染症が流行るのではないか。
産業・経済活動	○雪があまり降らず、早い時期に溶けてしまうので、スキー客が減少した。	○降雪量が減少し、ほとんどのスキー場が閉鎖してしまうのではないか。 ○冬も暖かくなり、温泉客が減るのではないか。 ○夏は暑すぎて誰も外に出たがらず、観光客が減ってしまうのではないか。
都市環境・県民生活	○風水害で公共交通機関が運休することが増えた。 ○風水害で明石海峡大橋が通行止めになることが増えた。 ○衣替えの時期が変化した。 ○冬でもスタッドレスタイヤを使わなくなった。	○風水害で公共交通機関が全く動かなくなるのではないか。 ○大型台風の影響で大規模停電が起こるのではないか。

Ⅳ　削減策の取組等と SDGs の関係性

※表中の番号は、169 ターゲットの番号
（p. 25 以降の「SDGs 活用ガイド資料編（環境省）」を参照）

頁				目標1 貧困の撲滅	目標2 飢餓撲滅 食料安全保障	目標3 健康・福祉	目標4 質の高い教育	目標5 ジェンダー平等	目標6 水・衛生の持続可能な管理	目標7 持続可能なエネルギーへのアクセス	目標8 包摂的で持続可能な経済成長、雇用	目標9 強靭なインフラ、産業化・イノベーション	目標10 国内と国家間の不平等の是正	目標11 持続可能な都市	目標12 持続可能な消費と生産	目標13 気候変動への対処	目標14 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用	目標15 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性	目標16 平和で包摂的な社会の促進	目標17 グローバル・パートナーシップの活性化
				SDGs																
				1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
	第４章　気候危機を克服する脱炭素社会～2050年に向けて～																			
	Ⅲ 「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の実現に向けた取組の方向性																			
19	くらし					●	●			●		●		●	●	●	●		●	●
		エネルギー	太陽光発電や太陽熱温水器の屋根置きと壁面・窓部への有機薄膜太陽電池の設置、蓄電池や燃料電池の標準装備、自家用車・バイクのEVの標準化による「自分で使うエネルギーを自分で作る暮らし」と「再生可能エネルギーの需給変動調整に貢献する暮らし」の実現					7.2		9.5		11.b								
		消費	同じ効用を得るために必要となる物質やエネルギーの消費量を減らすシェアリングエコノミーの定着					7.3					12.2 12.5					17.17
		生産と廃棄	精度の高いマーケティングの実施と柔軟な価格設定を行うダイナミック・プライシングの普及拡大による高度な循環型社会の実現										11.6	12.3 12.5					
			ワンウェイプラスチックをはじめ、石油由来製品の使用削減、生分解性プラスチック製品等への転換、あらゆるプラスチックの再資源化の徹底 「新たな海洋プラスチックごみ汚染ゼロ」の実現									9.5		11.6	12.4 12.5		14.1			
		労働	通勤等に伴うエネルギー消費量削減に貢献するテレワークやオンライン会議等の定着			3.3				7.3										
		意識改革	カーボンフットプリント認定制度の定着及び事業者・消費者の意識改革による、エネルギー消費に伴う直接的な温室効果ガス排出量だけでなく、製品やサービスのライフサイクル全体において生じる排出量の削減に取り組む脱炭素型ライフスタイルの定着				4.7			7.3					12.8				16.10	
20	しごと				●		●			●	●	●		●	●	●	●		●	●
		エネルギー	CO2フリー水素の製造。石炭はもとより化石燃料火力発電から水素発電などへの転換							7.b				11.b						
			水素受入基地の県内立地と水素運搬船の普及による国際水素サプライチェーンの構築 水素発電を含めたサプライチェーン構築後の低コストなCO2フリー水素の主力活用							7.b										17.17
			県内の再生可能エネルギー由来の電力を県内事業者へ供給する「ひょうご版再エネ100」などの全県展開							7.2				11.b						17.17
		製造業・運送業等	鉄鋼業、化学工業、セメント製造業等のエネルギー集約型産業における最大限の再生可能エネルギーの設置・活用と電化（動力源や熱源・光源として再エネ電力を利用）							7.2 7.3		9.5		11.b						
			石炭火力発電の廃止・転換などを含め、化石燃料から水素などへのエネルギーシフトの実現。鉄鋼業における水素還元法の実施 製造プロセスで発生するCO2を回収し、地中に貯留もしくはエネルギー等（カーボンニュートラルメタン等）として再利用するCCUS及びDAC技術の活用							7.3		9.5								
			FCV、FCバスやFCトラック、FCフォークリフト、FC船の標準化、非電化区間のディーゼル列車のFC化							7.3		9.5								
			生分解性プラスチックやセルロースナノファイバーなど環境負荷の少ない素材の製造・活用による高度な循環型社会の実現									9.4 9.5		11.6	12.4 12.5		14.2			
		農林水産業	ソーラーシェアリング等の再生可能エネルギーとAI やIoT 、ロボット技術等を活用したスマート農林水産業の定着及び農林業機械や漁船等の燃料電池（FC）化		2.4					7.2 7.3		9.5		11.b						17.8
			CCUS及びDACにより回収したCO2を利用（野菜栽培工場での利用の普及など）		2.4							9.5								
		観光・飲食等サービス業	地域経済の好循環に貢献する地域の農林水産物や資源の活用								8.9				12.2	13.1 13.2 13.3				
			機能価値（コト消費）へと転換が進む県民の価値観に対応した商品・サービスの開発・提供								8.2									
		意識改革	事業者の意識改革により、ESG投資やグリーンボンド 等を活用した積極的な設備投資や研究開発、TCFDやSBT等への参加はもとより、脱炭素経営が基調				4.7				8.4				12.6				16.10	
21	まち									●				●	●	●			●	●
		エネルギー	高効率・ノンフロン家電、高効率給湯器・コージェネレーションシステム（燃料電池等）の普及はもとより、新築建築物への太陽光発電と蓄電池の標準装備及び地中熱の利用、建物間熱融通等によるZEH、ZEBの標準化							7.2 7.3				11.b						
			周辺環境に配慮した駐車場や道路路面への太陽光発電の設置							7.2				11.b						
			水素ステーション等でのCO2フリー水素の活用							7.b				11.b						
		都市と地域・土地利用	日常生活に必要な様々なサービスが徒歩圏内で賄えるよう都市機能を集約化							7.3				11.1 11.7						
			多様で豊かな森林整備と徹底した管理の下、住宅や公共施設、CLTを利用した高層建築物等への県産木材の最大限の活用												12.7			15.2		
			まちの至る所での都市緑化の実施											11.7						
			暖房需要が大きい地域等において、ごみ焼却施設や下水道等の廃熱を近隣建物や道路に供給するなど、未利用エネルギーを余すことなく活用した地域循環共生圏の構築							7.3				11.b						17.17
		モビリティ	FCV、EVの標準化及び再生可能エネルギー由来のエネルギーを用いたインフラの整備							7.3				11.b						
			MaaS及び自動運転等（CASE）の実装によるエネルギーロスが極めて少ない公共交通サービスの提供							7.3				11.2					16.10	17.17
			駐輪場への太陽光発電の標準装備及び自転車専用道路の整備による電動自転車・自転車移動の定着							7.2				11.2						
		電力システム	電力の送配電網の負担軽減及び地域のレジリエンス向上に寄与する再生可能エネルギーによる分散型電源の普及（エネルギーの地産地消の定着）							7.2				11.b						
			ブロックチェーン技術 を活用したP2P取引の実施や仮想発電所（VPP）及び地域循環共生圏の視点も含めたマイクログリッドの構築による再生可能エネルギーの主力電源化							7.2 7.b				11.b						17.17
22	さと									●				●	●	●	●	●		●
		エネルギー	海域等での風力や潮力の活用							7.2				11.b						
			農地におけるソーラーシェアリングの普及							7.2				11.b						
			農林業機械等への CO2フリー水素の活用							7.b				11.b						
			小水力発電や小規模バイオマスボイラーの設置による地域の電力・熱を有効利用した地域循環共生圏の構築							7.2				11.b						17.17
			低沸点で環境負荷ゼロの冷媒開発による低温でのバイナリー発電など、地熱の活用							7.2				11.b						
			バイオマス発電へのCCUS技術の活用によるネガティブ・エミッションの実現。燃料は廃棄物、下水汚泥、木質、竹などあらゆる未利用バイオマスをフル活用							7.2				11.b	12.5			15.4		
		吸収源	「植林・保育・伐採・利用」の適正な森林管理による人工林と天然林が混交した「豊かな森づくり」の全県展開												12.7			15.2		
			炭素貯留量の増加と土壌改良に寄与するバイオ炭の施用												12.4			15.3		
			海洋生態系によるCO2の吸収量（ブルーカーボン）増加及び豊かで美しい瀬戸内海の里海としての再生														14.2			
22	適応				●					●				●		●	●	●	●	●
		適応策	現在地における防御策だけでなく、気候変動の影響を回避するための都市開発・土地利用計画の変更や居住地・産業の移転を伴う「転換的な適応策」の実施による、レジリエントな都市の構築											11.b						
			より良い適応行動の判断につながるよう、AI等を駆使した正確かつ高精細な情報のリアルタイム提供																16.10	17.8
			生態系や農林水産資源への影響解明に資するAI等を駆使したモニタリング・解析の実施及び高温による影響が少ない農林水産物の生産		2.4												14.2	15.5		17.8
		削減策との統合	削減策と適応策の両方に寄与するグリーンインフラの社会実装及び建物のゼロエミッション化など街のインフラ再投資につながる「転換的な適応策」の実施による、インフラの脱炭素化とレジリエンス向上の同時実現							7.3				11.b						

兵庫県地球温暖化対策推進計画の取組等とSDGsとの関係

頁		SDGs 目標1 貧困の撲滅	目標2 飢餓撲滅 食料安全保障	目標3 健康・福祉	目標4 質の高い教育	目標5 ジェンダー平等	目標6 水・衛生の持続可能な管理	目標7 持続可能なエネルギーへのアクセス	目標8 包摂的で持続可能な経済成長、雇用	目標9 強靭なインフラ、産業化・イノベーション	目標10 国内と国家間の不平等の是正	目標11 持続可能な都市	目標12 持続可能な消費と生産	目標13 気候変動への対策	目標14 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用	目標15 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性	目標16 平和で包摂的な社会の促進	目標17 グローバル・パートナーシップの活性化
	第5章　2030年度の目標と目標達成に向けた方針・取組																	
	方針1　低炭素から脱炭素に向けた温室効果ガス排出削減																	
28	1　条例に基づく事業者の温室効果ガス排出抑制の推進							●		●		●	●	●			●	●
	○「環境の保全と創造に関する条例（平成7年条例第28号）」（以下「条例」という。）に基づき、一定規模以上の事業者に温室効果ガス排出抑制計画書及び措置結果報告　書の提出を義務づけており、新たに2030年度削減目標や目標達成のための対策を策定し、削減に取り組む。計画書の策定に当たっては、強化する「兵庫県特定物質排出抑制計画に関する指針」に基づき、脱炭素社会を実現するための取組方針の策定等を促すとともに、必要に応じて、石炭火力発電の廃止・転換等も含めた積極的な削減策に取り組むよう指導・助言を行う。 また、計画書及び報告書を広く県民に公表することで自主的な削減取組を促進する。産業・業務部門における更なる排出量削減に向けて、これらの制度を強化する。							7.2 7.3		9.4		11.b	12.b				16.10	
	○「中小規模の事業者に対する温室効果ガス排出抑制指導要綱（平成19年制定）」に基づき、中小規模事業者に対して温室効果ガス排出抑制計画書及び措置結果報告書の提出を求めている制度を強化する。							7.2 7.3		9.4		11.b	12.b					
	○ 条例に基づく温暖化アセス制度として、一定規模以上の工場・事業所の新増設を行う事業者に対して、温室効果ガス排出抑制のために講じる措置について事前に届出することを義務付け、温室効果ガスの排出抑制を促進する。							7.3				11.b						
	○ 条例に基づき、延べ面積2,000m2以上の建築物を新築・増築しようとする者に対し、建築物総合環境性能評価手法（CASBEE）に基づく計画の作成と届出を義務付けることにより、建築物におけるエネルギー使用量の抑制措置等、環境負荷の低減を図る。							7.3										
29	2　工場、オフィス、住宅、自動車の省エネ性能の向上		●					●	●	●		●	●	●		●	●	●
	○ 県内の中小規模事業者を対象とした「中小事業所創エネ・省エネ設備導入等促進事業」や「地球環境保全資金融資制度」等の支援により、中小規模事業者等による省エネ化改修や省エネ設備導入を促進し、温室効果ガスの削減を進める。							7.3	8.3	9.3								
	○ 家庭用蓄電池システムや住宅用太陽光発電システムの補助を行うことで、創エネ設備の導入及び電力の自家消費を促進し、温室効果ガスの削減を進める。							7.2				11.b						
	○「住宅用創エネルギー・省エネルギー設備設置特別融資制度」により低利な融資を実施し、電気自動車需給電設備（V2H）を含む創エネ・省エネ設備の導入を促進する。							7.2				11.b						
	○ 2035年までに乗用車の新車販売を100%電動車にすることを念頭に、温室効果ガス排出の少ないFCVやEV、ハイブリッド及び天然ガスのトラック・バスへの補助・融資等の導入支援を行うとともに、FCトラック・バスの導入も推進する。また、水素ステーションの整備に対して補助を行うなど、充電設備・燃料供給設備等のインフラ整備を促進するとともに、充電設備等の設置場所をホームページ「ひょうごの環境」で紹介する。							7.3	8.3	9.3							16.10	
	○ 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）で規定するBDF5%混和軽油への軽油引取税軽減制度（単独自制度）を活用してBDFの利用を促進する。							7.3										
	○ エネルギーマネジメントシステム（FEMS・BEMS・HEMS）やスマートメーターの導入により、エネルギー使用量の見える化を促進し、各主体の省エネ行動や省エネ設備の導入を促進する。							7.3										
	○ 室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネと再生可能エネルギーの導入で、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指すZEBやZEHの普及を促進する。							7.3				11.b						
	○「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）」や「都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）」に基づく長期優良住宅や低炭素建築物の普及啓発を行うとともに、県産木材を利用した環境配慮型住宅等への低利融資の活用を促進する。							7.3				11.c		13.1 13.2 13.3		15.2		17.17
	○ 施設園芸における環境制御技術の導入に補助を行うなど、「ひょうごスマート農業推進方針」に基づき、生産性向上や効率化の実現とともにCO2削減に寄与する「農のスマート化」、有機農業（兵庫県環境創造型農業）の実現に向けた取組を推進する。		2.4					7.3					12.4					
30	3　廃棄物処理等における温室効果ガス排出削減							●				●	●	●				●
	○ ごみ収集車も含め、廃棄物処理に係る施設等の省エネ化を促進するとともに、市町のごみ焼却施設の更新時やごみ処理広域化に伴う新設時には、高効率ごみ発電の導入を促進する。また、産業廃棄物焼却施設の新設・更新時には、事業者に対して発電施設導入の検討を促す。							7.2 7.3				11.b	12.7					
	○ 下水処理場等への省エネ機器の導入と省力化に向けた運転方法の改善等による温室効果ガス削減を促進するとともに、下水汚泥のバイオガス化及び固形燃料化によるエネルギーの有効活用を推進する。							7.2 7.3				11.b	12.5 12.7					
30	4　県民・事業者の連携による温室効果ガス排出削減							●						●	●	●	●	●
	○ 県内の中小規模事業者等の省エネ化に対する需要と大規模事業者の技術や資金をマッチングさせ、中小規模事業者等で追加的に削除した排出量を大規模事業者に移転する「CO2削減協力事業」を推進する。							7.3									16.10	
	○ 県内集客施設でのイベント・行事等で生じるCO2排出量を、県内の他の場所で実施するCO2削減プロジェクトに投資を行うことで埋め合わせる「ひょうごカーボン・オフセット」を推進する。							7.3										
	○「ひょうごグリーンエネルギー・ブルーカーボン基金」などを活用した再生可能エネルギー設備の設置や県立ふるさとの森公園等での森林保全・創造活動、瀬戸内海での藻場造成等の活動を推進する。							7.3							14.2	15.2		
30	5　普及啓発による省エネの推進				●			●	●					●			●	●
	○ 産業・業務部門からの温室効果ガス排出削減のため、「兵庫県省エネルギー相談地域プラットフォーム事業者」との連携による省エネセミナーを開催し、温室効果ガス削減効果、光熱費削減効果の普及啓発を行う。				4.7			7.3		9.4							16.10	
	○ 関西広域連合と連携して、身近なところから省エネ等の取組を実施する事業所を「関西エコオフィス宣言」事業所として登録し、事業所（オフィス）からの温室効果ガス削減の取組を推進するとともに、優れた環境保全・創造活動を展開している事業者の事例を紹介するなど、事業者の環境保全・創造活動の促進を図る。							7.3									16.10	
	○ エネルギー消費量が増加する夏季及び冬季に、事業者、県民に対して分かりやすい省エネメニューを示すなど、省エネについての普及啓発を行う。							7.3									16.10	
	○ 県・市町地球温暖化対策連絡会により、県及び市町の地球温暖化対策に関する取組等の情報を共有するとともに、夏季及び冬季の省エネの呼びかけなど、広域的に共通して取り組む課題については、県・市町・関西広域連合・国と連携して、普及啓発に取り組む。							7.3									16.10	
31	6　低炭素から脱炭素へと繋ぐ交通システムの構築							●				●		●				●
	○ 県管理港湾における手数料の減免など、トラックによる物流システムから船舶・鉄道への物流に転換するモーダルシフトを推進する。							7.3				11.2						
	○ 物流拠点の集約化や適地への移転、共同輸配送等による輸送の効率化を図るとともに、配達時の温室効果ガス排出量削減のため、宅配ボックスの設置など再配達の削減に向けた取組を推進する。							7.3										
	○ 交通流の円滑化による走行速度の向上が、燃費を改善し、自動車からの温室効果ガス排出量を削減することから、「渋滞交差点解消プログラム（第4期）」に基づき、右折車線の設置や道路拡幅、バイパス整備等の対策を実施する。							7.3				11.2						
	○ MaaSの機能を活用したデマンド交通の実証実験に取り組む市町を支援するとともに、自動運転車の公道実証実験を行うなど、次世代モビリティの導入に向けた取組を推進する。							7.3				11.2						
	○ 2035年までに乗用車の新車販売を100%電動車 にすることを念頭に、FCVやEV等への補助・融資等の導入支援を行うとともに、水素ステーションの整備に対して補助を行うなど、充電設備・燃料供給設備等のインフラ整備を促進する。（再掲）							7.3				11.2						
31	7　県有施設における省エネルギーの取組							●				●	●	●				●
	○ 県自らも大規模な消費者・事業者であることから、照明器具のLED化の推進等、率先して温室効果ガスの排出削減等の環境負荷の低減に取り組む。							7.3				11.b	12.7					
	○「環境率先行動計画」に基づき、県有施設における再生可能エネルギーの調達を推進する。「再エネ100宣言RE Action」を応援する立場から段階的に取り組む。まずは、「ひょうご環境体験館」等の環境部局の関連施設から取り組む。							7.2					12.7					
	○ 新庁舎の整備に当たっては、ZEB OrientedやCASBEEに基づく「Sランク」の取得などエネルギー自立度の高い建物を目指し、高効率な設備機器の採用やBEMSの導入等による省エネルギー化や太陽光や太陽熱、地中熱などの再生可能エネルギーの有効活用を検討する。							7.3					12.7					
	○「兵庫県流域下水道事業経営戦略」に基づき、下水汚泥のバイオガス化及び固形燃料化によるエネルギーの有効活用や省エネ機器の導入を図るとともに、省力化に向けた運転方法の改善等により温室効果ガスの削減を進める。							7.2 7.3				11.b	12.5 12.7					
32	8　フロン類等の排出抑制		●		●					●		●	●	●		●	●	●
	○ フロン類の充填・回収・処理が適正に行われるよう、回収作業等の実態把握や業務用冷凍空調機器使用時の漏えい防止対策など「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）」の規定に基づいた取組を実施する。											11.b						
	○ 使用済み自動車及び廃家電の廃棄時に、フロン類回収が確実に行われるよう、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）」及び「特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）」に基づく適正処理を推進する。											11.b	12.4 12.5					
	○「兵庫県フロン回収・処理推進協議会」と連携・協力した技術講習会や出前講座などの普及啓発を行うことでフロン類の大気排出を抑制する。				4.7							11.b					16.10	
	○ 地球温暖化係数が高いCH4、N2O、PFCs、SF6、NF3の排出を抑制するため、燃焼設備の改善やこれらのガスを使用する事業者に指導を行う。									9.4		11.b						
	○ 農耕地に起因するN2Oの発生量抑制のため、環境及び生物多様性の保全に配慮した「兵庫県環境創造型農業（人と環境にやさしい農業）推進計画」に基づき、県全体に浸透しつつある環境創造型農業の取組面積拡大を図る。		2.4										12.4			15.1 15.4		

兵庫県地球温暖化対策推進計画の取組等とSDGsとの関係

頁		SDGs 目標1 貧困の撲滅	目標2 飢餓撲滅 食料安全保障	目標3 健康・福祉	目標4 質の高い教育	目標5 ジェンダー平等	目標6 水・衛生の持続可能な管理	目標7 持続可能なエネルギーへのアクセス	目標8 包摂的で持続可能な経済成長、雇用	目標9 強靭なインフラ、産業化・イノベーション	目標10 国内と国家間の不平等の是正	目標11 持続可能な都市	目標12 持続可能な消費と生産	目標13 気候変動への対処	目標14 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用	目標15 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性	目標16 平和で包摂的な社会の促進	目標17 グローバル・パートナーシップの活性化
		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
	方針2　再生可能エネルギーの導入拡大																	
33	1　太陽光発電の導入拡大							●				●	●	●				●
	○ 家庭用蓄電池や住宅用太陽光発電システムの設置に対して補助を行い、住宅用太陽光発電の導入及び発電した電力の自家消費を促進する。（再掲）							7.2				11.b						
	○ 事業者等による屋根や遊休地等を活用した非住宅用太陽光発電の導入を促進する。導入促進に当たっては、PPAモデルを推進する。							7.2				11.b						
	○ 全国で一番多い県内のため池を有効活用した非住宅用太陽光発電の導入に向け、研究を進めるとともに、ソーラーシェアリングの普及拡大に努める。							7.2				11.b						
	○ 県自らも率先して、庁舎、学校等の県有施設や県有地に太陽光発電の導入を進める。							7.2				11.b	12.7					
	○ 太陽光発電の導入拡大を推進するに当たっては、廃棄費用の積立や撤去後の適正処理について周知を行う。							7.2				11.6	12.5					
33	2　小水力発電の導入拡大							●				●	●	●				●
	○ 地域団体等が小水力発電の事業化に向けて実施する立ち上げ時の取組や基本調査・概略設計等に要する経費に対する補助を行うとともに、先進的モデルのハード整備費用に対して無利子貸付を行い、地域活性化に資する小水力発電の導入を促進する。							7.2				11.b						
	○ 県も自ら率先して、県所有のダム等に小水力発電の導入を検討する 。							7.2				11.b	12.7					
34	3　カーボンニュートラルな資源としてのバイオマスの利用拡大				●			●				●	●	●		●	●	●
	○ 地域団体等がバイオマス発電等の事業化に向けて実施する立ち上げ時の取組や基本調査・概略設計等に要する経費に対する補助を行うとともに、先進的モデルのハード整備費用に対して無利子融資を行い、地域活性化に資する小規模バイオマスボイラー（発電及び熱供給）の導入を促進する。							7.2										
	○ 「県産木材の利用促進等に関する指針」に基づき、未利用間伐材や広葉樹など木質バイオマス資源の有効利用のため、木質バイオマス製造・利用施設の整備等に対する補助や融資等を行う。また、発電用燃料としての安定供給のため、山土場の整備への支援や効率的な収集・運搬システムの普及など輸送コストの低減を促進する。							7.2								15.2		
	○ 「兵庫県バイオマス活用推進計画」に基づき、先導的な取組等を「ひょうごバイオマスecoモデル」として認定し、その事例を広く県民等へPRし、利活用を推進する。				4.7			7.2								15.2	16.10		
	○ 「兵庫県版メタン発酵施設の導入ガイドライン」の普及を図り、廃棄物処理業者や食品加工業者によるメタン発酵施設の導入を推進するとともに、県民のバイオマス利活用に関する意識醸成のために、廃食油等からのBDF化を推進する。				4.7			7.2					12.5				16.10	
	○ 県自らも率先して、「兵庫県流域下水道事業経営戦略」に基づき、下水汚泥のバイオガス化及び固形燃料化を行い、下水汚泥のエネルギー有効活用を推進する。							7.2 7.3				11.6	12.5 12.7					
34	4　風力発電・地熱発電の導入促進							●				●		●				●
	○ 風力発電及び地熱発電の県内実績の検証と全国の先進事例等の情報収集を行い、県内での再構築・新たな掘り起こしを推進する。							7.2				11.b						
35	5　全ての再生可能エネルギーに共通する取組				●			●	●	●		●		●			●	●
	○ 再生可能エネルギーの導入を検討している地域住民、事業者等とワークショップ等を開催し、導入の必要性の理解を促進するとともに、導入の各段階における課題により実現が難航している計画に対して、アドバイザーを派遣することで問題解決を支援し、地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入につなげる。				4.7			7.2				11.b		13.1 13.2 13.3				17.17
	○ 再生可能エネルギー設備の設置からメンテナンスまでのあらゆる相談に対して、「再生可能エネルギー相談支援センター」による相談・指導、コンサル派遣等を行い、再生可能エネルギーの導入につなげる。							7.2				11.b						
	○ 自立・分散型地域エネルギーシステムを導入するなど先導モデルとなる設備を整備する地域団体等に対して、公益財団法人ひょうご環境創造協会と連携して、補助を行う。							7.2				11.b						
	○ 県内中小事業者による再生可能エネルギー導入に対して補助や必要な資金を長期かつ低利に融資することで、中小事業者による再生可能エネルギーの導入を支援する。							7.2	8.3	9.3		11.b						
	○ 県内の再生可能エネルギー由来の電力を県内事業者へ供給する仕組みを研究するとともに、RE100等に興味のある事業者を対象にしたセミナーを開催することで、再生可能エネルギーへの関心を高める。				4.7			7.2				11.b						
	○ 県内の電力供給事業者（発電事業者、小売事業者、PPA事業者等）と電力需要家（事業所、市町等）が参画するプラットフォームを構築し、再生可能エネルギーに関する情報提供、調達方法及び事例等の紹介を行うとともに、供給者と需要家をマッチングする「ひょうご版Re100」を推進する。 また、「再エネ100宣言RE Actionアンバサダー」として、県内事業者や市町等への参加推奨やPR等を実施する。							7.2				11.b					16.10	
	○ 県内に導入された一定規模以上の太陽光発電設備やその他再生可能エネルギー設備について、事例をホームページ「ひょうごの環境」で紹介するとともに、県内市町の再生可能エネルギー等導入に関する支援制度をとりまとめ、同ホームページで紹介する。							7.2				11.b					16.10	
	○ 再生可能エネルギー由来水素の製造・貯蔵・利用等、産学官が連携し、新たな水素利活用に関する研究・実証を推進する。							7.2 7.3 7.b		9.5		11.b						
	方針3　地域循環共生圏の創出																	
36	地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入と域内循環				●			●				●		●		●	●	●
	○ 再生可能エネルギーの導入を図り、エネルギー原料費を域外に流出させない自立的で持続可能な災害に強い地域分散型エネルギーシステムの構築に向けて、モデル地域にワーキンググループを設置し検討会を開催するとともに、先進事例等を紹介するフォーラムを開催するなど、地域の再生可能エネルギーの活用及び里山等の適切な維持管理による生物多様性の保全に貢献する「地域循環共生圏」の創出を推進する。				4.7			7.2				11.b				15.2	16.10	
	○ エネルギーの地産地消及び地域経済の基盤の創出に貢献する「地域エネルギー会社」の官民連携による設立、取組を推進する。							7.2				11.b						
	○ 「まちづくり基本方針」に基づき、都市部では都市のエネルギー源の多様化・分散化や建築物と都市の低炭素化・省エネ化などによる多様なエネルギー源を持つ低炭素都市、地方都市では地域エネルギーの効率化・自立化や地域の自然や気候を生かしたまちづくりによるエネルギーや食の地産地消で自立したまちを目指す。							7.2 7.3				11.3						
	○ 県が定める「都市計画区域マスタープラン」に基づき、地域資源を活かした地域主導による都市づくりや低炭素・循環型社会の構築にも寄与する地域連携型都市構造 の実現を目指す。							7.3				11.2 11.a						
	○ 全国で一番多い県内のため池を有効活用した非住宅用太陽光発電の導入に向けた研究を進め、地域循環共生圏の創出につなげる。（再掲）							7.2				11.b						
	○ 再生可能エネルギーの導入を検討している地域住民、事業者等とワークショップ等を開催し、導入の必要性の理解を促進するとともに、導入の各段階における課題により実現が難航している計画に対して、アドバイザーを派遣することで問題解決を支援し、地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入につなげる。（再掲）				4.7			7.2				11.b						
	○ 再生可能エネルギー設備の設置からメンテナンスまでのあらゆる相談に対して、「再生可能エネルギー相談支援センター」による相談・指導、コンサル派遣等を行い、再生可能エネルギーの導入につなげる。（再掲）							7.2				11.b						
	○ 自立・分散型地域エネルギーシステムを導入するなど先導モデルとなる設備を整備する地域団体等に対して、公益財団法人ひょうご環境創造協会と連携して、補助を行う。（再掲）							7.2				11.b						
	○ 中小規模事業者を対象とした「地球環境保全資金融資制度」により、地域分散型エネルギーシステムの構築に当たり必要となる蓄電池やバックアップ電源等の確保を支援する。（再掲）							7.2 7.3	8.3	9.3		11.b						

兵庫県地球温暖化対策推進計画の取組等とSDGsとの関係

頁		SDGs 目標1 貧困の撲滅	目標2 飢餓撲滅 食料安全保障	目標3 健康・福祉	目標4 質の高い教育	目標5 ジェンダー平等	目標6 水・衛生の持続可能な管理	目標7 持続可能なエネルギーへのアクセス	目標8 包摂的で持続可能な経済成長、雇用	目標9 強靭なインフラ、産業化・イノベーション	目標10 国内と国家間の不平等の是正	目標11 持続可能な都市	目標12 持続可能な消費と生産	目標13 気候変動への対処	目標14 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用	目標15 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性	目標16 平和で包摂的な社会の促進	目標17 グローバル・パートナーシップの活性化
	方針4　暮らしの中での省エネや資源循環																	
37	1　賢い選択「Cool Choice」の推進				●			●						●			●	●
	○ 省エネ・低炭素型の製品への買い換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動「Cool Choice」をホームページ等で周知するとともに、県民によるCool Choiceの実行を促すため、後述の取組を推進する。							7.3									16.10	
	○ 各地域の消費者センターや消費者団体による研修会の開催など、「ひょうご消費生活プラン」に基づき、人や社会・環境に配慮した消費行動「エシカル消費」の普及・啓発を行っていく。				4.7			7.3									16.10	
37	2　温室効果ガス排出の少ないライフスタイルへの転換		●	●	●			●				●	●	●	●		●	●
	○ エネルギー消費量が増加する夏季及び冬季に、県民に対してわかりやすい省エネメニューを示すなど、省エネ対策の実践を呼びかけ、省エネ型ライフスタイルへの転換を促す。（再掲）							7.3									16.10	
	○ 家庭用蓄電池システムや住宅用太陽光発電システムの補助を行うことで、創エネ設備の導入及び電力の自家消費を促進し、温室効果ガスの削減を進める。（再掲）							7.2				11.b						
	○ 「住宅用創エネルギー・省エネルギー設備設置特別融資制度」により低利な融資を実施し、電気自動車需給電設備（V2H）を含む創エネ・省エネ設備の導入を促進する。（再掲）							7.2				11.b						
	○ 家電小売店が加盟する兵庫県電機商業組合と連携して、創エネ・蓄エネ・省エネに関する講習を受講した者を「ひょうごスマートライフマイスター」として認定し、家電の買い換えのアドバイスや購入後のサポートを行うとともに、省エネ家電の買い換えに対して補助を行うことで、温室効果ガスの削減を進める。							7.3										
	○ 家庭のどこからどれだけCO2が排出されているのかを「見える化」し、各家庭のライフスタイルに応じた効果的な削減方策を個別に提案する「うちエコ診断」について、家庭訪問診断・窓口診断・オンライン診断・地域診断（各県民局や市町の会議室での診断）・団体向け診断を全県的に展開し、省エネ意識の定着を図る。				4.7			7.3					12.8				16.10	
	○ 県立大学やIGES（公益財団法人地球環境戦略研究機関）関西研究センター等と共同開発した地球温暖化防止学習ソフト「うちエコキッズ」を小学校の授業や環境関連イベント等で活用し、親子で地球温暖化について学ぶ機会を提供するとともに、関係機関と連携してうちエコ診断事業を推進する。				4.7			7.3										
	○ 温対法に基づき知事が委嘱した「地球温暖化防止活動推進員」と市町との連携による地域での実践的なグループ活動など、県民への普及啓発を推進する。 地球温暖化防止活動推進員の更なる活動の活性化のため、新たに学生枠の創設を検討する。				4.7			7.3					12.8				16.1	
	○ アイドリングストップをはじめ、環境に配慮した運転方法、次世代自動車への乗り換えなど、環境にやさしい自動車利用の実践を「エコドライブ運動」と呼び、広く啓発することでエコドライブの普及を促進する。							7.3									16.10	
	○ テレワークやロケーション勤務、オンライン会議等を推進することで、運輸部門におけるエネルギー消費を削減する。一方で、出勤時等には公共交通機関の利用促進のため、ネットワークの充実等による利便性向上を図るとともに、自転車や徒歩によるエコ通勤等の普及を図る。			3.3				7.3				11.2						
	○ 自転車の活用を推進するため、「兵庫県自転車活用推進計画」に基づき、自転車ネットワーク計画に位置付けられた自転車ネットワーク路線や中学生・高校生の自転車通学経路における安全対策が必要な箇所などの自転車通行空間の整備等を推進する。							7.3				11.2		13.1 13.2 13.3				17.17
	○ 県産農林水産物の県内消費を促進することにより、輸送に伴う温室効果ガスの排出抑制を図る。		2.3 2.4					7.3					12.8		14.7			
38	3　3Rの徹底											●	●	●			●	●
	○ ごみの焼却処理・埋立処分に伴う温室効果ガス排出削減のため、「兵庫県廃棄物処理計画」に基づき、一層の廃棄物の3R（Reduce:減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle：再資源化する）の徹底による物質循環の確保を図るとともに、持続可能な循環型社会の実現を目指す。											11.6	12.3 12.4 12.5					
	○ 引き続き兵庫方式の実施により廃家電4品目（エアコン、テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）の回収体制を確保するとともに、使用済み小型電子機器等の回収が全市町で実施されるよう市町の取組を支援する。											11.6	12.4 12.5				16.10	
	○ 「兵庫県分別収集促進計画（第9期）」に基づき、引き続き、全市町で容器包装廃棄物10品目の分別収集が継続されるよう市町の取組を支援するとともに、県民の理解と協力が進むよう市町等と連携した県民への情報提供・普及啓発を行う。											11.6	12.4 12.5				16.10	
39	4　プラスチックごみ対策				●				●			●	●	●	●		●	●
	○ プラスチックごみを焼却するとCO2が発生することから、リサイクルできない汚れたプラスチックごみ等を除いて燃やさないよう、3Rの徹底を図り、プラスチックごみを削減する。											11.6	12.4 12.5		14.1			
	○ レジ袋等のワンウェイプラスチックの使用量削減のため、条例に基づく取組強化を検討しつつ、「新しいライフスタイル委員会」が行うマイバッグ運動を推進するとともに、プラスチックごみ削減への取組を支援する。県内企業、県内小売業団体等で構成するプラスチック資源循環検討委員会を設置するなど、海洋プラスチック対策を進める「プラスチックごみゼロアクション」を推進する。				4.7							11.6	12.4 12.5 12.7		14.1		16.10	
	○ プラスチック代替製品への転換を進めるため、県内事業者が開発した生分解性プラスチック等の導入を促進する。								9.4 9.5			11.6	12.4 12.5		14.1			
	○ ペットボトルの集団回収を行う市町に補助を行うとともに、「ボトルtoボトル」の促進を目的とした市町や事業者の取組を支援するなど、ペットボトルのほか、分けやすいプラスチックリサイクルを追求する。								9.4 9.5			11.6	12.4 12.5		14.1			
	○ ペットボトル等の使い捨て容器削減のため、関西広域連合と連携したマイボトル運動を推進する。											11.6	12.4 12.5		14.1		16.10	
	○ 内陸地域と沿岸地域の垣根を越え、一斉清掃や環境学習・教育を通じた上下流地域の交流など、様々な主体が協働で実施する総合的な海ごみ対策を推進する。				4.7							11.6	12.4 12.5		14.1			
39	5　食品ロス削減											●	●	●			●	●
	○ 「もったいない」精神が、食品の製造時や焼却処理時のCO2削減に資すること、「温室効果ガス排出の少ないライフスタイルへの転換」に繋がることから、家庭で余っている食品をごみにせず、それを必要とする福祉団体等を通じて寄付する活動「フードドライブ」の全県展開を図るため、「ひょうごフードドライブ推進ネットワーク」を立ち上げ、スーパー等と福祉団体とのマッチングなどにより、実施団体を拡大し食品ロス削減を推進する。												12.3 12.4 12.5				16.10	
	○ 食品企業とフードバンクのマッチング等により、これまで廃棄物となっていた食品のうち、まだ食べられる食品の有効利用を促進する。												12.3 12.4 12.5					
	○ 食材の使いきり、食べ残しをしない食べきり、生ごみの水きりの「3キリ運動」を展開し、県民に意識啓発を図るとともに、宴会時に最初の30分、最後の10分は食事を楽しみ、食べ残しを減らす「30・10運動」の普及啓発を図る。											11.6	12.3 12.5				16.10	
39	6　衣料品リサイクルの推進								●			●	●	●			●	●
	○ リサイクル率の低い衣料品の効果的なリサイクルシステムの構築に向け、行政・民間企業・関係団体等で意見交換を実施する研究会を立ち上げるとともに、県内のリサイクルの状況や先進的な取組を紹介するセミナーを開催する。								9.4			11.6	12.4 12.5				16.10	

兵庫県地球温暖化対策推進計画の取組等とSDGsとの関係

頁		SDGs 目標1 貧困の撲滅	目標2 飢餓撲滅 食料安全保障	目標3 健康・福祉	目標4 質の高い教育	目標5 ジェンダー平等	目標6 水・衛生の持続可能な管理	目標7 持続可能なエネルギーへのアクセス	目標8 包摂的で持続可能な経済成長、雇用	目標9 強靭なインフラ、産業化・イノベーション	目標10 国内と国家間の不平等の是正	目標11 持続可能な都市	目標12 持続可能な消費と生産	目標13 気候変動への対処	目標14 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用	目標15 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性	目標16 平和で包摂的な社会の促進	目標17 グローバル・パートナーシップの活性化
		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
40	**方針5　豊かな森づくりなど森林等の保全と創造**																	
	1　吸収源としての森林等の整備				●							●	●	●		●	●	●
	○ 人工林の成熟化が進む中で、CO2の吸収機能を含めた森林の多面的機能が持続的に発揮できるよう、「植林・保育・伐採・利用」を行う資源循環型林業を展開し、豊かな森づくりと適正な森林管理を進める。															15.2 15.4		
	○ 「公的関与による森林管理の徹底」と「多様な主体による森づくり活動の推進」を基本方針とし、森林環境譲与税等を活用した間伐や里山林の再生を行う「新ひょうごの森づくり」を推進し、CO2の吸収機能など森林の持つ公益的機能の高度発揮を図る。															15.2 15.4		
	○ 「森林の防災面での機能強化による県土の保全や安全・安心な生活環境の創出」を基本方針とし、県民緑税等を活用した防災林の整備や伐倒木を利用した土留工の設置等を行う「災害に強い森づくり」を推進することで、CO2吸収源としての機能強化を図る。											11.5 11.b				15.2 15.4		
	○ CO2吸収源となる植林した苗木をシカ等の食害から守るため、野生動物の個体数管理等や生息地管理等の取組を推進する。															15.4		
	○ 森林の適正管理を図るため、森林ボランティアの育成や企業の森づくり事業の推進等を通じて、県民や企業、団体の意識醸成を図る。				4.7								12.8			15.2 15.4	16.10	
	○ 「ひょうごグリーンエネルギー・ブルーカーボン基金」を活用した植林活動や森林保全活動等の取組を推進するとともに、森林吸収源クレジットを活用した間伐等森林整備の取組を進めることでCO2吸収量の増大を図る。															15.2 15.4		
41	2　カーボンニュートラルな資源としての木材利用促進				●			●				●	●	●		●	●	●
	○ 「兵庫県県産木材の利用促進に関する条例（平成29年条例第19号）」に基づき策定した「県産木材の利用促進等に関する基本的な指針」に従い、川上から川下までの関係者の連携・協働による「建築用と燃料用の2本柱」とした県産木材の一層の利用拡大に取り組む。															15.2 15.4		
	○ 林業事業体による効率的かつ安定的な原木生産体制の構築に向けて、施業の集約化を図るとともに、林内路網の整備、高性能林業機械の導入支援等による基盤整備を推進する。															15.2 15.4		
	○ 外国産材や他府県産材に対して、品質、価格、供給力で競争力を備えた県産木材の供給体制をさらに強化するため、CLTや集成材、それらを構成する一次加工品や内装材製品等の生産拠点形成に向けた取組を推進するとともに、既存の製材工場において品質管理の高度化を図る。											11.3				15.2 15.4		
	○ CLTを活用した兵庫県林業会館を中高層建築物の木造化の先駆的モデルに位置付け、公共施設や民間施設の木造・木質化を推進するとともに、木造住宅における県産木材のシェア拡大を推進する。また、木質バイオマス発電の燃料や薪及びペレット等を燃料とするストーブ、ボイラーへの有効活用など、林地残材等の未利用木材の新たな価値の創出を図る。							7.2					12.7			15.2 15.4		
	○ 竹の利活用について地域、事業者、市町等と連携したワークショップを開催するなど、放置竹林の適正管理に向けた検討を進める。				4.7			7.2					12.8			15.4	16.10	
41	3　都市緑化等によるヒートアイランド対策と吸収源対策			●								●	●	●				●
	○ 市街化区域内において、新築・改築・増築に係る建築面積が1,000m2以上の建築物に対し、条例に基づく建築物及びその敷地の緑化計画の届出を義務付け、建物の屋上緑化等を推進する。											11.3	12.8	13.1 13.2 13.3				
	○ 住民団体等が実施する植樹や芝生化などの緑化活動に対して支援を行う「県民まちなみ緑化事業」により、都市緑化を推進する。											11.7						17.17
	○ 都市部とその周辺部の気温分布をモニタリングすることにより、気温分布に影響を与える人工排熱、市街地の風通し等の人為的要因や自然公園等の自然的要因を含めた地域特性を把握し、今後のまちづくりに活かす。			3.d								11.3						
41	4　豊かな海づくりとブルーカーボン増加に向けた藻場造成													●	●			●
	○ 豊かな海づくりに向け、水質規制から水質管理へ転換し、工場・事業場や下水処理場からの適切な栄養塩供給を図るとともに、環境配慮型護岸の拡大や「ひょうごグリーンエネルギー・ブルーカーボン基金」を活用した瀬戸内海等での藻場造成など、海草類の再生に向けた取組等を推進する。														14.2			
	方針6　人材育成とグリーンイノベーションへの支援																	
42	1　地球温暖化対策に資する人材の育成				●			●					●	●		●	●	●
	○ 温対法に基づき、知事が委嘱した「地球温暖化防止活動推進員」の協力の下、地域の集まりやイベント等を活用した普及啓発、公民館での講座や小学校の総合学習への協力、更には「うちエコ診断事業」とも連携した地域に根ざした普及啓発を行うとともに、推進員のスキルアップを図るため、研修や情報提供等、支援を行う。				4.7			7.3					12.8				16.10	
	○ 「家庭の省エネエキスパート検定」等の資格取得の促進や、再生可能エネルギーの事業化を担う人材の育成等、地球温暖化対策に資する人材育成に努める。				4.7			7.2 7.3					12.8					
	○ 県立森林大学校（2017年開校）において、次代の森林林業を担う人材の養成や幅広く森林に関わる人材を育成する。				4.7								12.8			15.2		
	○ 「再エネ事業化人材育成事業」により、再生可能エネルギーの導入によるエネルギーの地産地消など地域循環共生圏の創出に向けて、事業づくりや地域づくりを牽引して進める人材を育成する。				4.7			7.2					12.8					
	○ 「ひょうご高校生環境・未来リーダー育成プロジェクト」により、地球温暖化の進行による異常気象や災害の頻発等の環境問題を多角的に捉え、その解決策を考え、実戦できる資質を身につけた高校生を育成する。				4.7								12.8					
	○ 小学校用・中学校用・高等学校用の環境教育副読本等を活用し、環境負荷の少ないライフスタイルの重要性や地球温暖化等の地球環境問題の理解を図る。				4.7								12.8					
	○ 地球温暖化等の環境問題や地域の自然を守る活動等、環境教育に成果を上げている学校を「グリーンスクール」として表彰するとともに、先進校の実践事例発表を行う「環境教育実践発表大会」を開催することで、調和する暮らしや生命を大切に思う心を育むなど、各学校における環境教育の振興を図る。				4.7								12.8					
	○ 地球温暖化等の環境問題を学習するための学習拠点施設「ひょうご環境体験館（はりまエコハウス）」の運営、環境保全・創造活動の担い手が世代や分野を越えて一堂に会し、交流や意見交換を行うイベントの開催等により、地球環境の保全や地域の環境づくりについての理解と関心を深め、実践活動への契機を図る。				4.7								12.8				16.10	
43	2　地球温暖化対策に資する研究と技術開発				●			●	●			●	●	●			●	●
	○ 産官学連携の下、2050年実質ゼロに向け、バイオマス燃料の共同調達や工場間のエネルギー融通等を検討する研究会を立ち上げ、オール兵庫で産業界における脱炭素社会の実現と「ものづくり県・兵庫」の持続的発展に向けた取組を推進する。				4.7			7.2 7.b	9.5				12.8				16.10	
	○ 今後成長が期待される環境・エネルギー等の次世代産業分野の育成を図るため、「兵庫県最先端技術研究事業」により、産学官連携による萌芽的な研究調査や立ち上がり期の予備的、準備的な研究プロジェクトに対して補助を行う。								9.5				12.8					
	○ IGES、APN（アジア太平洋地球変動研究ネットワーク）等、国際的環境関連研究機関等と連携し、産業界や防災機関との気候変動に関する分野横断的な研究や地球環境に関する国際共同研究支援等の成果を収集し、国内外の動向に対応した新たな地球温暖化防止のための施策立案や県民・事業者・団体・行政等への情報提供等に取り組む。				4.7			7.a					12.8				16.10	
	○ 県民、事業者、行政等幅広い関係者の参画と協働の下、「ひょうごエコタウン推進会議」を運営し、地球温暖化対策等の環境技術の向上・開発を図る調査研究や環境ビジネスの事業化推進のための支援等を行う。				4.7							11.6	12.5 12.8					
	○ 関係機関との連携により、CO2排出量削減に寄与する事業用水素発電の国内初導入に向けた研究・取組を推進する。							7.a 7.b	9.5									

（参考）

すべての企業が持続的に発展するために

― 持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）活用ガイド ―

資 料 編

［第２版］

（抜粋）

令和２年３月

環　境　省

1　持続可能な開発目標（SDGs）のゴールとターゲット

本項では、SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲットを掲載しています。各ターゲットについてキーワードを太字で示すとともに、その左欄にはターゲットの内容を簡単に説明したものを示し、具体的にどのような行動を求めているのかがわかるように整理しています。

経営者あるいは社員に SDGs を説明する際に活用してください。また、手順 2 で自社の活動内容と SDGs を紐付けする際にも活用できます。

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

1.1	極度の貧困を終らせる	2030 年までに、現在 1 日 1.25 ドル未満で生活する人々と定義されている**極度の貧困を**あらゆる場所で**終わらせる**。
1.2	貧困状態にある人の割合を半減させる	2030 年までに、各国定義によるあらゆる次元の**貧困状態**にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの**割合を半減**させる。
1.3	貧困層・脆弱層の人々を保護する	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030 年までに**貧困層及び脆弱層に対し十分な保護**を達成する。
1.4	基礎的サービスへのアクセス、財産の所有・管理の権利、金融サービスや経済的資源の平等な権利を確保する	2030 年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、**基礎的サービスへのアクセス**、土地及びその他の形態の**財産に対する所有権と管理権限**、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む**金融サービス**に加え、**経済的資源についても平等な権利**を持つことができるように確保する。
1.5	貧困層・脆弱層の人々の強靭性を構築する	2030 年までに、**貧困層や脆弱な状況にある人々の強靭性（レジリエンス）を構築**し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
1.a	開発途上国の貧困対策に、様々な資源を動員する	あらゆる次元での**貧困を終わらせるための計画や政策を実施**するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、**開発協力の強化**などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の**資源の動員を確保**する。
1.b	貧困撲滅への投資拡大を支援するために政策的枠組みを構築する	**貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援**するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた**適正な政策的枠組み**を構築する。

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

2.1	飢餓を撲滅し、安全で栄養のある食料を得られるようにする	2030 年までに、**飢餓を撲滅**し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中**安全かつ栄養のある食料**を十分得られるようにする。
2.2	栄養不良をなくし、妊婦や高齢者等の栄養ニーズに対処する	5 歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを 2025 年までに達成するなど、2030 年までにあらゆる形態の**栄養不良を解消**し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の**栄養ニーズへの対処**を行う。
2.3	小規模食料生産者の農業生産性と所得を倍増させる	2030 年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする**小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増**させる。
2.4	持続可能な食料生産システムを確保し、強靭な農業を実践する	2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、**持続可能な食料生産システムを確保**し、**強靭（レジリエント）な農業**を実践する。
2.5	食料生産に関わる動植物の遺伝的多様性を維持し、遺伝資源等へのアクセスと、得られる利益の公正・衡平に配分する	2020 年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の**遺伝的多様性を維持**し、国際的合意に基づき、**遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス**及びその利用から生じる**利益の公正かつ衡平な配分**を促進する。
2.a	開発途上国の農業生産能力向上のための投資を拡大する	開発途上国、特に後発開発途上国における**農業生産能力向上**のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの**投資の拡大**を図る。
2.b	世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正・防止する	ドーハ開発ラウンドの決議に従い、すべての形態の農産物輸出補助金及び同等の効果を持つすべての輸出措置の並行的撤廃などを通じて、**世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正及び防止**する。
2.c	食料市場の適正な機能を確保し、食料備蓄などの市場情報へのアクセスを容易にする	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、**食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保**するための措置を講じ、**食料備蓄などの市場情報への適時のアクセス**を容易にする。

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

3.1	妊産婦の死亡率を削減する	2030 年までに、**世界の妊産婦の死亡率**を出生 10 万人当たり 70 人未満に**削減**する。
3.2	新生児・5 歳未満児の予防可能な死亡を根絶する	すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 12 件以下まで減らし、5 歳以下死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 25 件以下まで減らすことを目指し、2030 年までに、**新生児及び 5 歳未満児の予防可能な死亡を根絶**する。
3.3	重篤な伝染病を根絶し、その他の感染症に対処する	2030 年までに、**エイズ、結核、マラリア**及び顧みられない熱帯病といった**伝染病を根絶**するとともに肝炎、水系感染症及びその他の**感染症に対処**する。
3.4	非感染性疾患による若年死亡率を減少させ、精神保健・福祉を促進する	2030 年までに、**非感染性疾患による若年死亡率**を、予防や治療を通じて**3 分の 1 減少**させ、**精神保健及び福祉を促進**する。
3.5	薬物やアルコール等の乱用防止・治療を強化する	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、**物質乱用の防止・治療**を強化する。
3.6	道路交通事故死傷者を半減させる	2020 年までに、世界の**道路交通事故による死傷者を半減**させる。
3.7	性と生殖に関する保健サービスを利用できるようにする	2030 年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、**性と生殖に関する保健サービス**をすべての人々が利用できるようにする。
3.8	UHC を達成する（すべての人が保健医療サービスを受けられるようにする）	すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、**ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成**する。
3.9	環境汚染による死亡と疾病の件数を減らす	2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の**汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少**させる。
3.a	たばこの規制を強化する	すべての国々において、**たばこの規制**に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
3.b	ワクチンと医薬品の研究開発を支援し、安価な必須医療品及びワクチンへのアクセスを提供する	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患の**ワクチン及び医薬品の研究開発を支援**する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、**安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供**する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
3.c	開発途上国における保健に関する財政・人材・能力を拡大させる	**開発途上国**、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において**保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着**を大幅に拡大させる。
3.d	健康危険因子の早期警告、緩和・管理能力を強化する	すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な**健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理**のための能力を強化する。

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

4.1	無償・公正・質の高い初等・中等教育を修了できるようにする	2030 年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、**無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育**を修了できるようにする。
4.2	乳幼児の発達・ケアと就学前教育にアクセスできるようにする	2030 年までに、すべての子どもが男女の区別なく、**質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセス**することにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
4.3	高等教育に平等にアクセスできるようにする	2030 年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む**高等教育への平等なアクセス**を得られるようにする。
4.4	働く技能を備えた若者と成人の割合を増やす	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、**雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能**を備えた**若者と成人の割合を大幅に増加**させる。
4.5	教育における男女格差をなくし、脆弱層が教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする	2030 年までに、**教育におけるジェンダー格差を無くし**、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、**脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセス**できるようにする。
4.6	基本的な読み書き計算ができるようにする	2030 年までに、すべての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、**読み書き能力及び基本的計算能力**を身に付けられるようにする。
4.7	教育を通して持続可能な開発に必要な知識・技能を得られるようにする	2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、**全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得**できるようにする。
4.a	安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供する	子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に**安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供**できるようにする。
4.b	開発途上国を対象とした高等教育の奨学金の件数を全世界で増やす	2020 年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における**高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加**させる。
4.c	質の高い教員の数を増やす	2030 年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における**教員研修のための国際協力**などを通じて、**質の高い教員の数を大幅に増加**させる。

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

5.1	女性に対する差別をなくす	あらゆる場所におけるすべての**女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃**する。
5.2	女性に対する暴力をなくす	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての**女性及び女児に対する**、公共・私的空間における**あらゆる形態の暴力を排除**する。
5.3	女性に対する有害な慣行をなくす	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、**あらゆる有害な慣行を撤廃**する。
5.4	無報酬の育児・介護・家事労働を認識・評価する	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、**無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価**する。
5.5	政治、経済、公共分野での意思決定において、女性の参画と平等なリーダーシップの機会を確保する	**政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定**において、完全かつ効果的な**女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保**する。
5.6	性と生殖に関する健康と権利への普遍的アクセスを確保する	国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、**性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保**する。
5.a	財産等への女性のアクセスについて改革する	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の**財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセス**を与えるための改革に着手する。
5.b	女性の能力を強化する	**女性の能力強化促進**のため、ICT をはじめとする実現技術の活用を強化する。
5.c	女性の能力強化のための政策・法規を導入・強化する	**ジェンダー平等の促進**、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの**能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化**する。

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

6.1	安全・安価な飲料水の普遍的・衡平なアクセスを達成する	2030 年までに、すべての人々の、**安全で安価な飲料水**の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。
6.2	下水・衛生施設へのアクセスにより、野外での排泄をなくす	2030 年までに、すべての人々の、**適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセス**を達成し、**野外での排泄をなくす**。女性及び女児、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
6.3	様々な手段により水質を改善する	2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、**水質を改善**する。
6.4	水不足に対処し、水不足に悩む人の数を大幅に減らす	2030 年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し**水不足に対処**するとともに、**水不足に悩む人々の数を大幅に減少**させる。
6.5	統合水資源管理を実施する	2030 年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの**統合水資源管理を実施**する。
6.6	水に関わる生態系を保護・回復する	2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む**水に関連する生態系の保護・回復**を行う。
6.a	開発途上国に対する、水と衛生分野における国際協力と能力構築を支援する	2030 年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む**開発途上国**における**水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援**を拡大する。
6.b	水と衛生の管理向上における地域社会の参加を支援・強化する	**水と衛生の管理向上**における**地域コミュニティの参加を支援・強化**する。

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

7.1	エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する	2030 年までに、安価かつ信頼できる現代的**エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保**する。
7.2	再生可能エネルギーの割合を増やす	2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける**再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大**させる。
7.3	エネルギー効率の改善率を増やす	2030 年までに、世界全体の**エネルギー効率の改善率を倍増**させる。
7.a	国際協力によりクリーンエネルギーの研究・技術へのアクセスと投資を促進する	2030 年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などの**クリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力**を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への**投資を促進**する。
7.b	開発途上国において持続可能なエネルギーサービスを供給できるようにインフラ拡大と技術向上を行う	2030 年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に**現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給**できるよう、**インフラ拡大と技術向上**を行う。

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

8.1	一人当たりの経済成長率を持続させる	各国の状況に応じて、**一人当たり経済成長率を持続**させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率 7%の成長率を保つ。
8.2	高いレベルの経済生産性を達成する	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた**高いレベルの経済生産性を達成**する。
8.3	開発重視型の政策を促進し、中小零細企業の設立や成長を奨励する	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する**開発重視型の政策を促進**するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて**中小零細企業の設立や成長を奨励**する。
8.4	10YFP に従い、経済成長と環境悪化を分断する	2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、**経済成長と環境悪化の分断**を図る。
8.5	雇用と働きがいのある仕事、同一労働同一賃金を達成する	2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、**完全かつ生産的な雇用**及び**働きがいのある人間らしい仕事**、ならびに**同一労働同一賃金**を達成する。
8.6	就労・就学・職業訓練を行っていない若者の割合を減らす	2020 年までに、**就労、就学及び職業訓練**のいずれも行っていない**若者の割合を大幅に減らす**。
8.7	強制労働・奴隷制・人身売買を終らせ、児童労働をなくす	**強制労働**を根絶し、現代の**奴隷制、人身売買**を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025 年までに児童兵士の募集と使用を含む**あらゆる形態の児童労働を撲滅**する。
8.8	労働者の権利を保護し、安全・安心に働けるようにする	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、**すべての労働者の権利を保護**し、**安全・安心な労働環境**を促進する。
8.9	持続可能な観光業を促進する	2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる**持続可能な観光業を促進する**ための政策を立案し実施する。
8.10	銀行取引・保険・金融サービスへのアクセスを促進・拡大する	国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の**銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセス**を促進・拡大する。
8.a	開発途上国への貿易のための援助を拡大する	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する**貿易のための援助を拡大**する。
8.b	若年雇用のための世界的戦略と ILO の世界協定を実施する	2020 年までに、**若年雇用のための世界的戦略**及び**国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定**の実施を展開・運用化する。

強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

9.1	経済発展と福祉を支える持続可能で強靭なインフラを開発する	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた**経済発展と人間の福祉を支援**するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、**持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラを開発**する。
9.2	雇用と GDP に占める産業セクターの割合を増やす	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030 年までに各国の状況に応じて**雇用及び GDP に占める産業セクターの割合を大幅に増加**させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
9.3	小規模製造業等の、金融サービスや市場等へのアクセスを拡大する	特に開発途上国における**小規模の製造業その他の企業**の、**安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセス**を拡大する。
9.4	資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大により持続可能性を向上させる	2030 年までに、**資源利用効率の向**上と**クリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大**を通じたインフラ改良や産業改善により、**持続可能性を向上**させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
9.5	産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる	2030 年までにイノベーションを促進させることや 100 万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の**産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上**させる。
9.a	開発途上国への支援強化により、持続可能で強靭なインフラ開発を促進する	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、**開発途上国における持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラ開発**を促進する。
9.b	開発途上国の技術開発・研究・イノベーションを支援する	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、**開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援**する。
9.c	後発開発途上国における普遍的・安価なインターネット・アクセスを提供する	**後発開発途上国**において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020 年までに**普遍的かつ安価なインターネット・アクセス**を提供できるよう図る。

各国内及び各国間の不平等を是正する

10.1	所得の少ない人の所得成長率を上げる	2030 年までに、**各国の所得下位 40%の所得成長率**について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
10.2	すべての人の能力を強化し、社会・経済・政治への関わりを促進する	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の**能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含**を促進する。
10.3	機会均等を確保し、成果の不平等を是正する	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、**機会均等を確保**し、**成果の不平等を是正**する。
10.4	政策により、平等の拡大を達成する	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする**政策を導入**し、**平等の拡大を漸進的に達成**する。
10.5	世界金融市場と金融機関に対する規制と監視を強化する	**世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善**し、こうした**規制の実施を強化**する。
10.6	開発途上国の参加と発言力の拡大により正当な国際経済・金融制度を実現する	地球規模の**国際経済・金融制度の意思決定**における**開発途上国の参加や発言力を拡大**させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある**正当な制度を実現**する。
10.7	秩序のとれた、安全で規則的、責任ある移住や流動性を促進する	計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、**秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性**を促進する。
10.a	開発途上国に対して特別かつ異なる待遇の原則を実施する	**世界貿易機関（WTO）協定**に従い、**開発途上国**、特に後発開発途上国に対する**特別かつ異なる待遇の原則**を実施する。
10.b	開発途上国等のニーズの大きい国へ、ODA 等の資金を流入させる	各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、**政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進**する。
10.c	移住労働者の送金コストを下げる	2030 年までに、**移住労働者による送金コスト**を 3%未満に引き下げ、コストが 5%を越える送金経路を撤廃する。

包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

11.1	住宅や基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する	2030 年までに、すべての人々の、**適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービス**へのアクセスを確保し、**スラムを改善**する。
11.2	交通の安全性改善により、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する	2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた**交通の安全性改善**により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、**持続可能な輸送システムへのアクセス**を提供する。
11.3	参加型・包摂的・持続可能な人間居住計画・管理能力を強化する	2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の**参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力**を強化する。
11.4	世界文化遺産・自然遺産を保護・保全する	**世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全**の努力を強化する。
11.5	災害による死者数、被害者数、直接的経済損失を減らす	2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの**災害による死者や被災者数を大幅に削減**し、世界の国内総生産比で**直接的経済損失を大幅に減らす**。
11.6	大気や廃棄物を管理し、都市の環境への悪影響を減らす	2030 年までに、**大気の質**及び一般並びにその他の**廃棄物の管理**に特別な注意を払うことによるものを含め、**都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。**
11.7	緑地や公共スペースへのアクセスを提供する	2030 年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な**緑地や公共スペースへの普遍的アクセス**を提供する。
11.a	都市部、都市周辺部、農村部間の良好なつながりを支援する	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における**都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援**する。
11.b	総合的な災害リスク管理を策定し、実施する	2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの**総合的な災害リスク管理**の策定と実施を行う。
11.c	後発開発途上国における持続可能で強靭な建造物の整備を支援する	財政的及び技術的な支援などを通じて、**後発開発途上国**における**現地の資材を用いた、持続可能かつ強靭（レジリエント）な建造物の整備**を支援する。

持続可能な生産消費形態を確保する

12.1	10YFP を実施する	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、**持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み（10YFP）を実施**し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。
12.2	天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する	2030 年までに**天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用**を達成する。
12.3	世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減させ、生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減らす	2030 年までに小売・消費レベルにおける**世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減**させ、収穫後損失などの**生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少**させる。
12.4	化学物質や廃棄物の適正管理により大気、水、土壌への放出を減らす	2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、**環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理**を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、**化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減**する。
12.5	廃棄物の発生を減らす	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、**廃棄物の発生を大幅に削減**する。
12.6	企業に持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する	特に**大企業や多国籍企業などの企業**に対し、持続可能な取り組みを導入し、**持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励**する。
12.7	持続可能な公共調達を促進する	国内の政策や優先事項に従って**持続可能な公共調達の慣行**を促進する。
12.8	持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする	2030 年までに、人々があらゆる場所において、**持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識**を持つようにする。
12.a	開発途上国の持続可能な消費・生産に係る能力を強化する	開発途上国に対し、より**持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化**を支援する。
12.b	持続可能な観光業に対し、持続可能な開発がもたらす影響の測定手法を開発・導入する	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる**持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入**する。
12.c	開発に関する悪影響を最小限に留め、市場のひづみを除去し、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、**貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留め**つつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、**市場のひずみを除去**することで、浪費的な消費を奨励する、**化石燃料に対する非効率な補助金を合理化**する。

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*

13.1	気候関連災害や自然災害に対する強靭性と適応能力を強化する	すべての国々において、**気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化**する。
13.2	気候変動対策を政策、戦略及び計画に盛り込む	**気候変動対策**を国別の**政策、戦略及び計画に盛り込む**。
13.3	気候変動対策に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する**教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善**する。
13.a	UNFCCC の先進締約国によるコミットメントを実施し、緑の気候基金を本格始動させる	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020 年までにあらゆる供給源から年間 1,000 億ドルを共同で動員するという、**UNFCCC の先進締約国によるコミットメント**を実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して**緑の気候基金を本格始動**させる。
13.b	開発途上国における気候変動関連の効果的な計画策定と管理能力を向上するメカニズムを推進する	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、**女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てる**ことを含め、**気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズム**を推進する。

＊国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的、政府間対話の場であると認識している。

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

14.1	海洋汚染を防止・削減する	2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の**海洋汚染を防止**し、**大幅に削減**する。
14.2	海洋・沿岸の生態系を回復させる	2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靭性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、**海洋及び沿岸の生態系の回復**のための取組を行う。
14.3	海洋酸性化の影響を最小限にする	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、**海洋酸性化の影響を最小限化**し、対処する。
14.4	漁獲を規制し、不適切な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020 年までに、**漁獲を効果的に規制**し、**過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了**し、**科学的な管理計画**を実施する。
14.5	沿岸域及び海域の 10 パーセントを保全する	2020 年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも**沿岸域及び海域の 10 パーセントを保全**する。
14.6	不適切な漁獲につながる補助金を禁止・撤廃し、同様の新たな補助金も導入しない	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020 年までに、**過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止**し、**違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃**し、**同様の新たな補助金の導入を抑制**する**。 ＊＊現在進行中の世界貿易機関（WTO）交渉および WTO ドーハ開発アジェンダ、ならびに香港閣僚宣言のマンデートを考慮。
14.7	漁業・水産養殖・観光の持続可能な管理により、開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増やす	2030 年までに、**漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理**などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の**海洋資源の持続的な利用**による**経済的便益を増大**させる。
14.a	海洋の健全性と海洋生物多様性の向上のために、海洋技術を移転する	**海洋の健全性の改善**と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における**海洋生物多様性の寄与向上**のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、**科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転**を行う。
14.b	小規模・零細漁業者の海洋資源・市場へのアクセスを提供する	**小規模・沿岸零細漁業者**に対し、**海洋資源及び市場へのアクセス**を提供する。
14.c	国際法を実施し、海洋及び海洋資源の保全、持続可能な利用を強化する	「我々の求める未来」のパラ 158 において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている**国際法を実施**することにより、**海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用**を強化する。

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

15.1	陸域・内陸淡水生態系及びそのサービスの保全・回復・持続可能な利用を確保する	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする**陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用**を確保する。
15.2	森林の持続可能な経営を実施し、森林の減少を阻止・回復と植林を増やす	2020 年までに、あらゆる種類の**森林の持続可能な経営の実施**を促進し、**森林減少を阻止**し、劣化した**森林を回復**し、世界全体で新規植林及び再**植林を大幅に増加**させる。
15.3	砂漠化に対処し、劣化した土地と土壌を回復する	2030 年までに、**砂漠化に対処**し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの**劣化した土地と土壌を回復**し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
15.4	生物多様性を含む山地生態系を保全する	2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、**生物多様性を含む山地生態系の保全**を確実に行う。
15.5	絶滅危惧種の保護と絶滅防止のための対策を講じる	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに**絶滅危惧種を保護**し、また**絶滅防止するための**緊急かつ意味のある**対策を講じる**。
15.6	遺伝資源の利用から生ずる利益の公正・衡平な配分と遺伝資源への適切なアクセスを推進する	国際合意に基づき、**遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分**を推進するとともに、**遺伝資源への適切なアクセス**を推進する。
15.7	保護対象動植物種の密漁・違法取引をなくし、違法な野生生物製品に対処する	**保護の対象**となっている**動植物種の密猟及び違法取引を撲滅**するための緊急対策を講じるとともに、**違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処**する。
15.8	外来種対策を導入し、生態系への影響を減らす	2020 年までに、**外来種の侵入を防止**するとともに、**これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策**を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
15.9	生態系と生物多様性の価値を国の計画等に組み込む	2020 年までに、**生態系と生物多様性の価値**を、国や地方の**計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む**。
15.a	生物多様性と生態系の保全・利用のために資金を動員する	**生物多様性と生態系の保全と持続的な利用**のために、あらゆる資金源からの**資金の動員及び大幅な増額**を行う。
15.b	持続可能な森林経営のための資金の調達と資源を動員する	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、**持続可能な森林経営のための資金の調達**と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の**資源を動員**する。
15.c	保護種の密漁・違法取引への対処を支援する	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、**保護種の密猟及び違法な取引に対処**するための努力に対する**世界的な支援を強化**する。

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

16.1	暴力及び暴力に関連する死亡率を減らす	あらゆる場所において、すべての形態の**暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少**させる。
16.2	子どもに対する虐待や暴力・拷問をなくす	**子ども**に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の**暴力及び拷問を撲滅**する。
16.3	司法への平等なアクセスを提供する	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に**司法への平等なアクセス**を提供する。
16.4	組織犯罪をなくす	2030 年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の**組織犯罪を根絶**する。
16.5	汚職や贈賄を大幅に減らす	あらゆる形態の**汚職や贈賄を大幅に減少**させる。
16.6	透明性の高い公共機関を発展させる	あらゆるレベルにおいて、**有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展**させる。
16.7	適切な意思決定を確保する	あらゆるレベルにおいて、**対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定**を確保する。
16.8	国際機関への開発途上国の参加を拡大・強化する	**グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加**を拡大・強化する。
16.9	すべての人に法的な身分証明を提供する	2030 年までに、すべての人々に出生登録を含む**法的な身分証明を提供**する。
16.10	情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する	国内法規及び国際協定に従い、**情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障**する。
16.a	暴力やテロをなくすための国家機関を強化する	特に開発途上国において、**暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅**に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて**関連国家機関を強化**する。
16.b	差別のない法律、規則、政策を推進し、実施する	持続可能な開発のための**非差別的な法規および政策を推進し、実施**する。

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

17.1	課税及び徴税能力の向上のために国内資源を動員する	**課税及び徴税能力の向上**のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、**国内資源の動員を強化**する。
17.2	先進国は、開発途上国に対する ODA に係るコミットメントを完全に実施する	先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7%に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15～0.20%にするという目標を達成するとの多くの国によるコミットメントを含む**ODA に係るコミットメントを完全に実施**する。ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20%の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
17.3	開発途上国のための追加的資金源を動員する	複数の財源から、**開発途上国のための追加的資金源を動員**する。
17.4	開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国の債務リスクを減らす	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、**開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援**し、**重債務貧困国（HIPC）の**対外債務への対応により**債務リスクを軽減**する。
17.5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入・実施する	**後発開発途上国のための投資促進枠組み**を導入及び実施する。
17.6	科学技術イノベーションに関する国際協力を向上させ、知識共有を進める	**科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上**させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において**知識共有を進める**。
17.7	開発途上国に対し、環境に配慮した技術の開発・移転等を促進する	**開発途上国**に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、**環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散**を促進する。
17.8	後発開発途上国のための実現技術の利用を強化する	2017 年までに、**後発開発途上国**のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、**情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用**を強化する。
17.9	開発途上国における能力構築の実施に対する国際的支援を強化する	すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、**開発途上国における効果的かつ的をしぼった能力構築の実施に対する国際的な支援**を強化する。
17.10	WTO の下での公平な多角的貿易体制を促進する	ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の結果を含めた **WTO の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制**を促進する。
17.11	開発途上国による輸出を増やす	**開発途上国による輸出を大幅に増加**させ、特に 2020 年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
17.12	後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する	後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、すべての**後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施**する。

17.13	世界的なマクロ経済を安定させる	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、**世界的なマクロ経済の安定**を促進する。
17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する	**持続可能な開発のための政策の一貫性**を強化する。
17.15	政策の確立・実施にあたり、各国の取組を尊重する。	貧困撲滅と持続可能な開発のための**政策の確立・実施にあたって**は、**各国の政策空間及びリーダーシップを尊重**する。
17.16	持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する	すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、**持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップ**を強化する。
17.17	効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な**公的、官民、市民社会のパートナーシップ**を奨励・推進する。
17.18	開発途上国に対する能力構築支援を強化し、非集計型データの入手可能性を向上させる	2020 年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む**開発途上国に対する能力構築支援**を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある**非集計型データの入手可能性を向上**させる。
17.19	GDP 以外の尺度を開発し、開発途上国の統計に関する能力を構築する	2030 年までに、持続可能な開発の進捗状況を測る**GDP 以外の尺度を開発する**既存の取組を更に前進させ、**開発途上国における統計に関する能力構築**を支援する。